

日本の実情を伝える 人権報告書

自由権規約第5回日本政府報告
に対する「カウンターレポート」

2008年 3月

国際人権活動日本委員会
自由法曹団
日本国民救援会
治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟

CONTENTS

はじめに	1
1. 国内法における規約の効力関係について（2条2項）	2
2. 日本国憲法における「公共の福祉」概念~規約遵守の障害（2条2項）	3
3. 規約に基づく人権教育~裁判官・行政官に対する規約の不徹底（2条3項）	5
4. 実効性のある国内人権機関の設置を~人権擁護法案の欠陥（2条3項）	10
5. 第一選択議定書の早期批准を~個人通報制度の確立（2条3項）	13
6. 死刑の廃止を含む死刑執行にかかわる諸問題（6条）	15
7. 治安維持法による弾圧~拷問と思想等の弾圧（7条、18条）	16
8. 拷問禁止条約に違反する制度と運用（7条）	18
9. 元性奴隷（従軍慰安婦）に対する人権回復（8条）	21
10. 過労死・過労自殺を呼ぶ奴隷的な強制労働（8条）	22
11. 奴隷的労働を強制される移住労働者（8条）	25
12. 刑事手続きにおける不当な長期拘留 ~自白強要と比例原則違反（8条、10条、14条）	27
13. 代用監獄の問題点~捜査機関による身柄拘束（9条）	29
14. 公正な裁判を受ける権利~不十分な証拠開示と自白偏重（9条）	30
15. 重工産業で進む兵器生産体制が生み出すプライバシー侵害（17条）	33
16. 様々な政府機関による違法な思想調査（18条）	35
17. 国旗(日の丸)・国家(君が代)への崇拜の強要~思想・良心の自由の侵害（18条）	39
18. 一般市民の政治ビラ配布に対する干渉・弾圧（19条）	42
19. 国家公務員の政治活動の一律全面禁止~表現の自由の広範な侵害（19条）	44
20. 学校教育における表現の自由の抑圧（19条）	48
21. 表現の自由を侵害する教科書検定制度（19条）	50
22. 選挙運動の自由の侵害（19条、25条）	52
23. 消防職員に対する結社の自由の剥奪（22条）	56
24. 家族生活の保護に反する単身赴任の問題（23条）	58
25. 障害のある人の参政権等に対する差別（25条、26条）	60
26. 人格までも否定する非正規労働者に対する差別（2条、26条）	63
団体の紹介	65

はじめに

貴委員会の自由権規約の履行に向けた不断の努力に深甚の敬意を表する。

日本政府は、1 昨年 12 月に自由権規約第 5 回政府報告を提出期限を大幅に遅れて提出した。第 4 回政府報告の審査は 1998 年 10 月に行われたので、第 5 回政府報告が行われる 2008 年 10 月まで、実に 10 年の年月が流れることになる。

日本の人権状況を顧みると、この 10 年は一方で日本政府が自由権規約を軽視し、人権改善に向けての努力を著しく怠ってきた年月であり、他方で法律家や NGO が自由権規約の国内における普及と定着のために前進を重ねてきた歳月として記憶されるべきである。このことによって日本の人権が国際的な人権水準からみて益々見劣りのする状況にあることを誰もが実感する事態に立ち至っていることを示している。

私たちは、今回の日本政府報告を検討し、市民の立場から人権の実情を伝える必要を痛感した。残念ながら、政府報告は人権に関わる真の姿を伝えていない。

私たちは最後に紹介するように、いずれも日本の平和と人権、とりわけ市民的及び政治的権利を具体的な事件を通して実現しようとたたかい、そこから生まれる諸課題を社会問題として運動によって解決させようと試みる団体である。

このレポートはたたかいのなかから生まれた人権の改善案を今回の政府報告に対応させて 4 団体共同で提起するものである。

私たちはおおむね自由権規約のアーティクルに従って記述した。

このなかのできるだけ多くを、貴委員会が作成されるリスト オブ イシューに取り上げていただきたいというのが私たちの切実な要望である。

1. 国内法における規約の効力関係について（2条2項）

A 結論と提言

1. 日本国は、規約上の権利が国内法と矛盾する場合には、規約上の権利が法律に優先することを明確にしなければならない。
2. 日本国は、規約違反を上告理由とするように民事訴訟法及び刑事訴訟法を改正すべきである。

B 自由権規約委員会の懸念事項・勧告内容

1993年の第3回日本政府報告書審査の最終見解（第8項）において、委員会は、「規約が国内法と矛盾する場合に規約が優先するものであることが明瞭ではなく、また、規約の条項が日本国憲法のなかに十分に包含されていないと考える」と指摘した。また、委員会は、1998年の第4回政府報告書審査の最終見解（第8項）において、規約で保障されている権利に対して、「公共の福祉」を根拠として制限が課されうることに対する懸念を表明し、最終見解（第33項）において、締約国に対し、法律が規約と完全に適合するよう、国内法を再検討しまた適切な改正を行い続けることを勧告した。

委員会の度重なるこれらの懸念と勧告は、委員会が、日本では規約上の権利が国内法で完全に保障されていないとの懸念を抱いていることを強く示している。

C 政府の対応と第5回日本政府報告書の記述

第5回日本政府報告書は、規約と憲法を含む国内法との関係について、「第4回報告で述べたとおり」と記載するだけで、あとは、規約を引用して争った4つの裁判の最高裁判例（最小判1997年8月29日、最大判1998年12月1日、最小判2000年6月13日、最小判2001年9月25日）をあげて、「最高裁判例において法律・規則・処分等が規約違反とされたものはない」と記述しているだけである。

しかし、これらの判決は、後に述べるように、問題となる権利の制限が日本国憲法に違反しないから規約違反にも該当しないという論理を用いて、規約違反を認めなかった判例であるから、政府の説明は、委員会の懸念に的確に答えていない。

D 意見

1. 規約と法律との関係

国際条約である規約と国内法との関係については、かつてその「優劣」が問題となっていたが、現在は、憲法第98条2項を根拠として、国際条約である規約の効力が、憲法より下位であるが、法律より上位であるというのが通説的見解であり、裁判所もそのような解釈をしている。また、いわゆる規約の自動執行力の問題についても、政府は個々の規定ごとに自動執行力の存否を判断するという立場を変えておらず、裁判所は規約について自動執行力があるものと解釈しているものが多い。しかし、未だ最高裁でそのような解釈が定着しているわけではない。

2．憲法と規約上の権利の制限との関係

規約と国内法の優劣関係に関する上記の一般論は是認することができるが、重要なのは、規約を援用して権利の救済を裁判所に求めた場合、裁判所が規約上の権利を明確に保障する判決を下しているかどうかである。わが国の裁判所は、規約上の権利が日本国憲法によっても保障されている場合には、まず憲法の解釈適用を行って、権利を制限する問題の規定が、「憲法に違反しないから、規約にも違反しない」と結論する例が多い。例えば、第5回政府報告書で政府があげている上記各最高裁判決は、いずれも「憲法違反ではないから規約違反もない」との理由によって規約違反はないと認定した典型的な裁判例である。要するに規約を独自に解釈適用せずに、規約上の権利の制限を安易に許す傾向が顕著である。そのため、現実に国民が規約上の権利を規約によって救済されることは皆無に近い。委員会が、第3回政府報告審査の最終見解（第8項）において、規約の条項が日本国憲法のなかに十分包含されていない、と指摘したのは的を得ている。

本来、規約の解釈適用において、規約上の権利を、規約が認めない国内法上の理由によって制限することはできないのであって、それは憲法であっても同様である。よって国は、規約上の権利は国内法より優先し、国内法上の理由によって制限されないことを明確にするべきである。

3．上告理由の制限について

規約第2条3項は、締結国に対して、規約上の権利の救済措置を求める者の権利が、司法上の機関によって決定されることを確保すること及び司法上の救済措置の可能性を発展させることを義務付けている。

しかし、わが国において規約上の権利を保障する最終機関は裁判所であるにも関わらず、現在、民事訴訟、刑事訴訟ともに、最高裁判所への上告理由は原則的に憲法違反に限られており、規約違反の主張は適法な上告理由にされていない。最高裁判所は、わが国における人権救済の最終機関であって、そこで規約違反が審査されないということは、制度的に権利保障がはかられていないということであり、規約違反であることは明らかである。

日本国は、早急に法改正して、民事訴訟、刑事訴訟ともに、規約違反を上告理由とするべきである。

2．日本国憲法における「公共の福祉」概念

～規約遵守の障害（2条2項）

A 結論と提言

日本国政府は、前回の委員会の重ねての懸念表明と強い勧告にもかかわらず、依然として、「公共の福祉」を理由に規約上の権利を包括的に制限する取扱いをしており、規約のもとで許される範囲を超える制限を許容している。これは規約2条及び5条に違反する。

政府は、規約上の権利を不当に制限する国内法を速やかに改正し、また裁判所は、国内法を規約に適合するように解釈適用するべきである。

B 規約人権委員会の懸念事項・勧告

1998 年最終見解において、自由権規約委員会は、規約で保障されている権利に対して、「公共の福祉」を根拠として制限が課されうることに対する懸念を再度表明し、前回の見解に引き続いて、再度、締約国に対し、国内法を規約に適合させることを強く勧告した(コメント 8 項)。

これは、第 3 回日本政府報告書審査の最終見解において、委員会が、日本国憲法第 12 条及び第 13 条の「公共の福祉」による制限が、具体的な状況において規約に適合するかたちで適用されるものであるかどうか、明瞭ではない(コメント 8 項) 表現の自由の権利の尊重に関して、法律や判決の中には制限的なアプローチをしているものがあることを残念に思う(コメント 14 項) と懸念を表明したにもかかわらず、その後も依然として国が改善しないため、委員会が、懸念表明からさらにすすんで、その改善を「強く勧告」したものである。

C 政府の対応と第 5 回日本政府報告書の記述

政府は、第 5 回日本政府報告書において、憲法における「公共の福祉」の概念については、第 4 回報告及びコア文書第 64 項から第 68 項において述べたとおり、とだけ記述していて、その補足説明の記述も第 4 回報告の内容と全く同一である。そこには前回の委員会の勧告を受け入れた改善や進歩についての情報が全く記述されていない。

D 意見

1 . 日本国政府は、今回の報告書の中で「『公共の福祉』の概念は、各権利毎に、その権利に内在する性質を根拠に判例等により具体化されており、憲法による人権の制限の内容は、実質的には、規約による人権の制限事由の内容とほぼ同様のものとなっている。したがって、「公共の福祉」の概念の下、国家権力により恣意的に人権が制限されることはあり得ない。」と説明するが、日本における裁判の実情はそれとは異なっている。

2 . 具体的な事件の判決の中には、規約で保障された権利が日本国憲法でも保障されているケースにおいて、制限の必要性を判断するにあたって、比例原則に従って審査せずに、国内法の法概念である「公共の福祉」を理由として憲法に違反しないと判断し、それ故規約にも違反しないという論理を展開しているものが多くあり、最高裁判所もこれを是認している。

要するに、規約上の権利の制限の考察において、規約人権委員会が発表した一般的意見や個人通報に対する最終見解において明らかにされた解釈理論を尊重せず、国内法の法概念に依拠して考察している。

3 . しかし、自由権規約委員会は、規約で保障された権利を制限する場合には、規約のそれぞれの条項で定められた制限目的と厳格な必要性の範囲内においてのみ制限が許されると考えており、これ以外の理由によって、あるいは国内法の解釈理論によって、規約で保障された権利を制限することは許さないという見地に立っている。

従って、規約で保障された権利が日本国憲法で保障されている場合でも、「公共の福祉」によってその権利を制限することは許されず、規約で定めた制限目的と必要性の範囲内においてのみ、制限は許されると取り扱うべきである。

4．日本国憲法の「公共の福祉」論は、「制限目的と手段との合理的関連性」と「利益衡量」を基底にしているから、その考察は判断者の価値観に左右され、明確性に欠ける。そのため往々にして個人の人権より国家的利益を優先して制限を許容する危険がある。本レポートで取り上げた、表現の自由に関する教科書検定や選挙運動の自由の問題 etc などで例示する判例は、こうした傾向の現れである。

5．これに対して、自由権規約委員会は、規約上の権利の制限の必要性を判断する場合には、「比例原則」に依拠しており、制限を必要とする害悪ないし脅威の存在の具体的な立証を要求しているし、それらの脅威と制限が比例しているかどうかを客観的に考察するから、制限の審査は厳格であり、規約による人権保障の方が、最高裁判所の解釈による憲法の保障より上回る事例が多いと考えている。

6．規約を批准した締約国は、規約上の権利を尊重し確保する義務を負っている。この義務は規約上の法的義務であり、司法部を含めて、締約国を全体として拘束するものである。また規約の権利実現は、無条件かつ即時的な効果がなければならず、義務の不履行は、国内の政治的、社会的、文化的または経済的理由によって正当化することはできない。

よって、日本国政府は、自由権規約委員会の勧告に従って、規約上の権利を不当に制限する国内法を速やかに改正し、また裁判所は、国内法を規約に適合するように解釈適用するべきである。

3．規約に基づく人権教育

～ 裁判官・行政官に対する規約の不徹底（2条3項）

A 結論と提言

1．自由権規約委員会の最終見解（勧告）とこれに対する政府報告の対応関係

自由権規約委員会第64回会期の日本政府報告に対する最終見解32項は、裁判官等に対して、規約上の人権についての教育を実施するように、強く勧告した。この勧告に対する日本政府の今次報告は、「第1部 一般的コメント 4．人権教育・啓発・広報」のとおりであり、その中心となる具体的な内容は、「(4) 裁判官、検察官、行政官への人権教育(23～31項)」で述べられている。

2．政府報告の不備と勧告に違背する行動実態の継続

しかし、日本政府が勧告を真摯に受けとめ、その改善のために関連職員に対して「規約上の人権についての教育」のために必要な手立てをとっているとは到底言えない。それは、政府報告にいう「人権教育」の実態と、司法実務にかかわる公務員の、勧告に違背する行動実態の継続事実から明らかである。

3．提言

日本政府は、裁判官、検察官及び行政官に対し、規約上の人権についての実効性ある教育を制度化するべきである。その上に立って、裁判官を規約の規定に習熟させるために、司法上の研究会及びセミナーの開催等を恒常的な制度として設置するべきである。また、委員会の一般的な性格を有する意見及び選択議定書に基づく通報に関する委員会の見解は、広く国民に提供されるべきである。

B 人権委員会の最終見解 = 懸念と勧告 (32 項)

最終見解は、裁判官等に対する規約上の人権についての教育に関して、以下の勧告を行った。

32. 委員会は、裁判官、検察官及び行政官に対し、規約上の人権についての教育が何ら用意されていないことに懸念を有する。委員会は、かかる教育が得られるようにすることを強く勧告する。裁判官を規約の規定に習熟させるための司法上の研究会及びセミナーが開催されるべきである。委員会の一般的な性格を有する意見及び選択議定書に基づく通報に関する委員会の見解は、裁判官に提供されるべきである。

C 日本政府の報告内容骨子

この勧告に対する、日本政府の今次報告は、要旨、以下のとおりであった。(「第1部 一般的コメント 4. 人権教育・啓発・広報 (4) 裁判官、検察官、行政官への人権教育」
(a) 公務員一般

23. 行政官については、人事院の各種研修において人権に関するカリキュラムを設け、研修における人権教育の充実について各府省に対して指導を行ってきている。

24. 地方公務員については、各研修において人権教育の充実を図り、地方公共団体等においても人権教育を実施している。

25. 法務省では、中央省庁等の職員を対象とする研修会を毎年2回開催。都道府県及び市区町村の人権啓発行政に携わる職員を対象にして、指導者養成研修会を毎年2回開催。

(b) 警察職員

26. 人権の尊重を大きな柱とする「職務倫理の基本」を定め、職務倫理に関する教育を警察における教育の最重点項目に掲げ、人権教育を積極的に実施。

27. 警察学校における憲法、刑事訴訟法等の法学や職務倫理の授業等で人権尊重に関する教育を実施。犯罪捜査、留置業務、被害者対策等に従事する警察職員に対しては、あらゆる機会をとらえ、被疑者、被留置者、被害者等の人権に配慮した適正な職務執行を期する上で必要な知識・技能等を修得させるための教育。

(c) 裁判官

28. 最終見解や規約人権委員会の一般的な性格を有する意見を裁判官に提供。

29. 裁判官が義務として受講する研修の場において、国際人権規約、国際人権や外国人の人権等をテーマとした講義が行われ、最終見解や一般的な性格を有する意見についても言及されている。任官直後の研修においても、国際人権をテーマとした講義が設けられるなど、その充実が図られている。

30. 修習期間中には、国際人権規約や規約人権委員会に関するカリキュラムが組み込まれている。

(d) 検察官

31. 各種研修において各種人権課題等をテーマとした講義を実施しているほか、日常の業務においても、上司による指導を通じ、人権尊重に関する理解の増進に努めている。

D 政府報告にいう「人権教育」の実態

日本国民救援会は、情報公開法にもとづき、最高裁判所、検察庁、警察庁、法務省に対し、「国際人権規約委員会第4回最終見解を受けとめて、爾後1年間に下級機関に対して出した文書」を請求した。さらに、本年2007年7月30日、最高裁判所と警察庁に対して、同趣旨で最近1年間の行政文書について情報公開請求した(以下、「第二次請求」という)。これらの結果は以下のとおりであった。すなわち、日本政府は、最終見解などを、極めて形式的・表面的に伝達(配布)したのみにとどまっている。そして、一部の官庁・部局に対してはそれらの文書さえ下ろしていない。結局、研修実施はおろか、改善のための具体的指示・指導文書の類はいっさい出されておらず、規約上の人権についての実効性ある教育はなされていない。

1. 裁判官への「人権教育」

最高裁判所から高裁事務局長などに対しては、以下の文書を出したに過ぎない(1999年7月23日付)。「事務連絡」と添付文書(「第4回政府報告書に対する規約人権委員会の最終見解」と「規約人権委員会の一般的な性格を有する意見」)

そして、上記「第二次請求」に対しては、2007年8月27日時点においても、なお、「検討中」との回答であり、請求後30日以内の期限に回答できないとの連絡がなされ、その後も無回答のまま今日に至っている。

2. 検察官への「人権教育」

最高検察庁から下級庁に対しては、以下の文書を出したに過ぎない。

「第4回政府報告(抄)」「審査における委員会からの質問およびそれへの回答(抄)」

「第4回政府報告に対する規約人権委員会の最終見解」

3. 警察官への「人権教育」

上記「第二次請求」に対する警察庁の回答によれば、警察庁から各都道府県警察には自由権規約委員会第四回最終見解を周知させるための文書は、全く出されていない(回答文書=平15警察庁甲情公発第47-1号・2003年7月11日)。「第二次請求」に対しても、「不存在」との回答であった。

4. 一般行政官への「人権教育」

法務省から下級機関に対しては、以下の文書を出したに過ぎない。

国際局から出された文書=「第4回政府報告(抄)」「審査における委員会からの質問およびそれへの回答(抄)」「第4回政府報告に対する規約人権委員会の最終見解」

(しかし、矯正局から各刑事施設などへ、及び人権擁護局から下級機関に対して出された文書はない。)

D 規約上の人権についての教育がおろそかにされているなかでの
勧告に違背する実態の継続

以上から、規約上の人権についての教育に関する勧告は、まったくおろそかにされていることが明らかである。それは、勧告以降も、これらの官庁において、恐るべき、勧告の無理解と深刻な人権侵害（とくに、人身の自由および言論・表現の自由への侵害）の事実が、継続・反復していることに現れている。詳細は別項各論でもふれることになるが、題記の趣旨で指摘すると、以下のとおりである。

1. 裁判官に関して

(1) 富山県・氷見事件（強姦等被告事件、再審事件） - 無罪推定原則の放棄と自白偏重の裁判事例。

この事件は、裁判で懲役3年に処されて刑に服した後に真犯人が見つかって、検察官請求による再審が開始され、無罪判決が言い渡された。再審前の裁判で有罪を認定した裁判官は、原審において、任意捜査として行われた代用監獄での過酷な取調べにもとづく自白について、秘密の暴露が全くないこと、男性には犯行当時の明白なアリバイが存在したこと、自白内容が現場の客観的証拠と全く合わないことなど、当初から問題点が指摘されていたにもかかわらず、簡単に自白の信用性を認めた。また、再審審理においては、裁判官は、元被告人側が求めた当時の取調べ担当官の証人尋問を「有罪、無罪に関係がない証拠は必要がない」との判断のもとに却下し、ずさんな捜査と、それを見抜けなかった裁判の過程という、事件の真相解明と男性の名誉回復の道を閉ざし、元被告人をして「裁判に絶望した」と言わしめている。

(2) 鹿児島県・大崎事件（殺人等再審事件） - 再審制度のあからさまな否定事例。

再審開始決定に対する即時抗告審でこれを取消した裁判官は、次のような驚くべき論理を展開している。「このような判断のあり方は、判決が確定したことにより動かし得ないものとなったはずの事実関係を、事後になって、上記のとおりそれ自体としては証拠価値の乏しい新鑑定や新供述を提出することにより、安易に動揺させることになるのであり、確定判決の安定を損ない、ひいては、三審制を事実上崩すことに連なるものであって、現行刑訴法の再審手続とは相容れないものといわなければならない。」再審制度とは、請求人の利益のために、「判決が確定したことにより動かし得ないものとなったはずの事実関係を、事後になって...新鑑定や新供述を提出することにより...動揺させること」をめざし、もって無辜の救済をはかることが目的なのであり、この決定の論理は、再審制度のあからさまな否定というほかない。

(3) 大分県・大石市議事件（公職選挙法違反事件）

- 自由権規約の恣意的解釈と解釈・適用基準に対する理解不足の事例。

選挙活動に対する厳しい制約について、規約第19条、第25条の解釈が最大の争点となった事案において、一審判決は、選挙活動の自由は、表現の自由（規約第19条）などで保障されており、規約25条によって再度保障されるものではないとし、また、規約第19条に関しては、制約は選挙の自由と公正を確保することを目的としているから、「公の秩序」

を保護する目的のためのものであるとした。この判断は、規約の解釈上不可欠である比例性の原則を考慮の外におき、日本の裁判所独自の詭弁ともいうべき「公共の福祉」の概念についての憲法解釈を、規約上の「公の秩序」と同視する強弁を行ったものである。2007年9月7日の控訴審判決においても、既に国内でも破綻し、また、相互矛盾する論理群を並べ立てて、規約に対する一層破廉恥かつ恣意的な歪曲解釈を行い、これを追認している。

2．検察官に関して

(1)鹿児島県・志布志公選法事件（買収・供応） 佐賀県・北方事件（連続殺人） - 警察による長時間にわたる過酷な強要によって得た自白を事実上唯一の証拠として起訴を強行した事例。

志布志公選法事件で検察官は、公判中、被告人らの供述の矛盾が露呈している捜査資料については法廷に提出しないと、県警と口裏を合わせていた。また、県警と共同して、弁護人への懲戒申立を狙い、被告人らと弁護人とのやり取りを被告人に問い糾して供述調書にしたうえで、「弁護活動の行き過ぎ」を理由とする国選弁護人解任を地裁に申し立て、認めさせた。

北方事件で検察は、別件逮捕後に連日深夜まで及んだ事情聴取によって被告人が書いた多数に及ぶ「自白上申書」を有罪立証の柱とし、一人の殺害について無期懲役、二人の殺害について死刑を求刑した。

(2)前記富山県・氷見事件

- 無罪判明後における責任逃れのために意に反した供述を強要した事例。

再審請求に先立ち検察は、元被告人を呼び出し、「当時の取り調べ捜査官、担当検事を恨んでいません」などという、同人の意思に反した内容の供述調書を作成して、責任逃れをはかった。長勢甚遠法務大臣も、男性に対する自白の強要については違法性が無いと述べ、そのため、当時の捜査員に対して処分は行わないとしている。

(3)茨城県・布川事件（強盗殺人）

- 30余年におよぶ無罪証拠の隠匿と、再審開始決定に対する抵抗の事例。

二人の無実を証明する証拠群の一部が30余年ぶりに開示された結果、それが再審開始の有力な根拠の一つとなったが、いまだに検察は無罪証拠の全体的な開示を拒み続け、かつ、再審開始決定を不服として即時抗告している。

3．警察官に関して

(1)前記富山県・氷見事件における捜査過程の実態とその後の対応

被疑者が逮捕直後に自供を覆し容疑を否認したところ、「なんでそんなこと言うんだ」と怒鳴りつけ、「今後発言を覆さない」旨の念書を被疑者に書かせた。その後、検察官・裁判官・当番弁護士に対して否認すると、また怒鳴りつけたうえ、白紙の紙を渡して「今後言ったことをひっくり返すことは一切いたしません」などと書かせて署名、指印させている。そして、「(今後は)『はい』か『うん』以外は言うな」と命令した。警察庁は、無罪確定後、捜査と無実判明の経過を簡単に記した文書を発表したに過ぎない。

(2)前記鹿児島県・志布志公選法事件における捜査過程の実態とその後の対応

身内が被疑者を犯人だと決め付けている内容の手紙を見せることで、被疑者らを絶望さ

せ、虚偽自白に追い込む捜査手法をとった。無罪確定後の警察庁発表文書は、「ち密かつ適正な捜査が確実に都道府県警察において実践されるよう指導を徹底していく」などというもので、反省などは微塵も見られない。違法捜査の中心となった取調官3名に対する処分も、きわめて軽微な内容であった。

(3) 勧告後の言論・表現の自由（ピラ配布活動等）に対する制限的アプローチの実態

警察は、言論・表現の自由に対する抑圧・干渉事件を反復・継続して引き起こしている。前記1項(4)記載の大石市議事件をはじめとした、自由な選挙活動に対する制限的アプローチを含む、言論・表現活動に対する干渉・抑圧事件は、日本国民救援会が仮集約したところでは、近年、以下のとおりで、常態となっており、また法令の適用が厳罰化の傾向を強めている。

2003年=17件 2004年=7件 2005年=8件
2006年=5件 2007年=3件（6月末日現在）

4. その他の法執行官（一般行政官）に関して

(1) 名古屋刑務所での勧告不知

2003年4月、日本国民救援会愛知県本部が、名古屋刑務所に対して処遇の改善を求めて要請を行った際、当時の総務部長は「国連の勧告は知らない」、調査官も「勧告は個人的には知っている」と回答するなど、幹部職員でさえ勧告の存在・趣旨を理解していなかった。

4. 実効性のある国内人権機関の設置を

～人権擁護法案の欠陥（2条3項）

A 結論と提言

日本には、政府権力から独立した人権救済機関が存在しない。

政府は2002年にこれが国内人権救済機関であるとして人権擁護法案を国会に提出したが、これは、さまざまな問題点をはらんでいるうえ、法案が予定する人権救済機関は、人事、予算の面において法務省の傘下にあることとなり法務省からの独立性が保たれていない点において、自由権規約委員会の1998年最終見解に沿うものではなかった。

政府は、早急にパリ原則及び自由権規約委員会の1998年最終見解に従い、以下のような性質内容を有した国内人権救済機関の設置を検討すべきである。

- * 予算、人事、運営について政府権力から独立していること
- * 公権力による人権侵害について、調査勧告権限をもつこと
- * 政策提言能力をもつこと
- * 市民やNGOと交流し、その意見を反映させた運営、活動が可能であること
- * 人権救済手続において適正手続が保障されること

B 自由権規約委員会の懸念事項・勧告内容 1998年最終見解C項9号

「委員会は、人権侵害調査を行い、不服申立に対して救済を与える制度的メカニズムが

欠如していることに懸念を表明する。当局がその権力を濫用せず、実務において個人の権利を尊重することを確実にするためには、効果的な制度的メカニズムが必要である。委員会は、人権擁護委員会は法務省の監督を受けており、その権限は勧告を発するのみに厳しく制限されているので、そのようなメカニズムではないと考える。委員会は、人権侵害の苦情を調査する独立したメカニズムを設立することを強く勧告する。」

C 第5回日本政府報告書（2006年12月）の記述

(1) 人権擁護推進審議会の答申及び人権擁護法案の提出

1996年成立の人権擁護施策推進法に基づき、1997年に人権擁護推進審議会が法務省に設置された。審議会は、1999年に人権教育・啓発に関する施策の推進に関する基本的事項について答申し、2001年に人権救済制度の在り方について、及び、人権擁護委員制度の改革について答申をした。政府はこれを受けて2002年3月に人権擁護法案を国会に提出した。法案は廃案となったが、引き続き検討していきたい。

(2) 人権擁護機関による人権侵犯事件の調査・処理の取り扱い件数

法務省の人権擁護機関が取り扱った人権侵犯事件数は、年17000ないし18000件であり、人権相談及び人権侵害事件の調査処理を通じて、人権侵害による被害の救済予防を図っている。

D 意見

1. 政府報告への反論的主張

(1) 人権擁護施策推進法及び審議会の問題点

そもそも、1996年成立の人権擁護施策推進法は、本来の人権救済機関の設立の必要性から成立したものではない。

同法は、日本国内の人権侵害一般に対するためのものではなく、かつて日本国内に残されていた封建的差別の解消（以下、「同和問題」という）を目的とした政府の諮問機関として設立された「地域改善対策協議会」による「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について」という意見具申に基づいて、同年の閣議決定において、「同和問題に関する差別意識の解消に向けた地域改善対策特定事業は、一般対策としての人権教育・啓発に再構成して推進すること」が確認されるという情勢の下、それに応えることを目的として成立したのである。

すなわち、経過的にみれば同和問題については、1969年以来、特別立法が重ねられ、同和地区（他地域に比べ封建的差別が強く残されるとされた地域）及びその住民に対し、経済的施策的優遇が認められ、格差解消への支援がなされた他、同和地区及びその住民に対する差別意識を解消するために人権啓発活動が推進されてきた。

1969年以来の数々の施策により、同和地区及びその住民の生活水準の向上と差別意識の改善が図られ、特別立法は、その目的を達したとして、2002年3月には、完全に失効した。

一方で、施策推進の過程において、施策によって行政から支出される利益を、一部の同和団体（同和問題の解決を目的とすると称する市民団体）が独占し、行政と同和団体との

癒着が地方行政の健全運営を歪めるとい著しい弊害が生じた。

また、一部の同和団体の差別した者を糾弾することによって人権救済を図るとい方針のゆえに、逆に糾弾による人権侵害など、暴力による被害も多発した。

そのため、同和問題に関する特別立法が失効した現在においては、同和問題の完全な解決のためにも、行政及び同和問題にかかわる各団体が、これら消極的側面を引き継がないよう細心の注意をする必要があることが、関係各機関から指摘されていところである。

それにもかかわらず、行政からの利益を引き続き確保することを目的として一部同和団体の圧力によって、同和問題に関するこの地域改善対策特定事業を、一般対策としての人権教育・啓発に再構成して推進することが1996年の閣議で確認されたのである。

人権擁護推進審議会は、こうした背景のもとに設置されたものであり、その答申を評価するにあたっては、これら同和問題に関する背景への警戒を抜きにすることはできない。

(2) 人権擁護法案の内容の問題点

このような背景のもと、2002年に国会に提出された人権擁護法案には、法案の内容それ自体にも以下のような問題があった。

- * 機関の独立性を欠く。
- * 人権の定義が欠如している。
- * 禁止対象となる「人権侵害行為」の態様が曖昧広汎で、「人権侵害」の追及により新たな人権侵害を生む危険を有している。
- * マスコミへの不当な介入を招く危険性を持っている。
- * 最も重視すべき公権力による人権侵害が除外されている。
- * 人権侵害者とされる者について適正手続きの保障を欠いている。

(3) こうした問題性をはらんでいたゆえに、2002年の人権擁護法案は世論やマスコミの強い反対を受け、国会において成立させることができず、廃案となった。

2. 法案の最大の問題点

現在、日本に人権救済機関がないことによる最大の不利益は、公権力による人権侵害については国家賠償請求しか方法がないということである。

警察、刑務所、拘置所、入国管理局等、一定の条件のもとに市民を身体的に拘束することが許される公的機関においては、人権侵害が発生しやすい。実際、警察による暴力的・侮辱的取り調べ、刑務所における暴力など、時々報道され問題とされている。しかし、公権力との関係で人権侵害の被害者ができることは国家賠償請求訴訟だけである。訴訟は、費用と時間がかかる上、警察等の密室で行われた人権侵害事実の立証には困難が伴う。また、訴訟において勝利したとしても、予防的効果は乏しく、それが爾後の公権力の行使の改善へとは向かわない。こういった消極面を払拭するためにも、公権力による人権侵害行為を対象とする人権救済機関の設立は急務である。

3. あるべき人権救済機関

人権救済機関としては、以下のような要素を包含することが必須である。

- * 予算、人事、運営について権力機関から独立していること
- * 公権力による人権侵害について、調査・勧告権限をもつこと

- * 政策提言能力をもつこと、すなわち、具体的事件処理だけでなく、国家機関や民間機関のありかたについての提言・勧告機能性をもつこと。
- * 市民やN G Oと交流し、その意見を反映させた運営、活動が可能であること
- * 人権救済手続きにおいて適正手続きが保障されること

5 . 第一選定議定書の早期批准を ～ 個人通報制度の確立 (2 条 3 項)

A 結論と提言

日本政府は自由権規約第一選択議定書を速やかに批准し、個人通報制度を導入し、規約の国内実施を促進すべきである。

B 規約人権委員会の懸念事項・勧告

日本政府の第 4 回報告に対する最終見解 (懸念事項と勧告) をここに引用記載する。

C 政府の対応と第 5 回政府報告書の記述

日本政府はこれまで規約人権委員会の度重なる批准勧告に対し、不合理な理由を並べてこれに従わずにきた。この結果、自由権規約批准国 154 カ国のうち選択議定書については 105 カ国、実に 68 パーセント余り 3 分の 2 を超える国々がこれを批准している中で、人権先進国を唱える日本政府はあれこれの口実を設けてその批准を遅らせているため規約の国内実施の上で、すでに遅れを取り始めているといえる。

第 5 回日本政府報告書は、選択議定書の批准についてこう記述している。

「62. 本規約の選択議定書が定める個人通報制度については、本規約の効果的な担保を図るとの趣旨から注目すべき制度であると考えますが、本制度については、我が国憲法の保障する司法権の独立を含め、司法制度との関連で争問題が生じるおそれがあり、慎重に検討すべきであるとの指摘もあることから、本制度の運用状況等を見つつ、その締結の是非につき真剣かつ慎重に検討しているところである。1999 年 12 月以降、外務省及び法務省の関係部局が参加し、本選択議定書に基づく個別具体的な事案を見つつ、個人通報制度が我が国に適用された場合の影響等について検討する研究会を定期的開催している」

日本国政府の外務省を中心に勉強会が行われるようになったのは、事実であるが、これは単なる省庁内部の任意の研究会の域を出ず、批准を目的としての手順のうちには入らない。政権政党内の推進勢力もなく、国会内で議論が行われたこともほとんどない。つまり、批准問題では政府部内に目標も目途も立っていないのが実情である。

D 日本政府が個人通報制度の導入に消極的な理由

個人通報制度は、政府報告制度と並んで、自由権規約の条約締結国内における実効性の確保にとって極めて有効な働きをしていることは、誰もが承知しているところである。自

由権規約の国内実施を図る上で国内の司法機関による積極的な適用が不可欠であることも争う余地がない。しかしながら、日本の最高裁判所は、その判決の中で、何らの解釈論も示さずに自由権規約に違反しないと結論のみを示すにとどまるなど、未だに自由権規約に対する消極的な態度をとり続けている。

例えば、刑務所の収監者に対する民事事件のための接見制限が問題とされた徳島刑務所接見妨害事件では最高裁は単に、監獄法施行規則の各規定が自由権規約第14条に違反すると解することは出来ない、とのみ判示した。

また、外国人登録法上の指紋押捺義務の是非が争われた事件で、自由権規約違反の疑いを否定できないとした大阪高等裁判所の判決を最高裁判所は、自由権規約に何ら言及することなく破棄している。

そしてその後も、自由権規約に積極的に取り組む姿勢は示していない。このことは下級審が最高裁のこのような態度を見習って同様の対応をすることに繋がっている。

このように自由権規約上の権利が主張された場合でも裁判所が規約を無視することによって、規約違反の結論が導かれる例は珍しくない。選択議定書を批准しない主な動機が、こうした規約違反の判例が個人通報制度の下において規約の正しい適用によって問題視されることを最高裁判所は恐れているという点にあることは最早明らかである。

E 日本政府が推進を躊躇う表向きの理由

日本政府は従前から、批准しない理由として、「司法権の独立を侵す虞れ」をあげている。しかし、規約を批准した以上、その規約を最大限に尊重することは憲法上の義務であり、規約の完全実施のために設けられた諸制度を拒否することは筋が通らない。そもそも法的拘束力を持たない勧告的意見に対し、司法権の独立を侵されるなどといい、条約の監視機関の意見に耳を傾けようとしめない態度は司法の独善を招くことになり、国内法を楯に規約を拒否するあるまじき姿勢と裏腹の関係にある。

F 選択議定批准の必要

最高裁判所は、これまで、規約に違反する国内法を憲法に違反しないから規約にも違反しないとして、かばい続けてきた。こうした間違っただり方を是正する最も有効な手段として個人通報制度を定めて第一選択議定書の批准を速やかに言い、具体的な事案において、自由権規約が国内において適正に実施される必要があるので、冒頭の結論と提案を行うものである。

なお、本報告を行う団体のひとつである国際人権活動日本委員会は傘下の団体や関連団体に呼びかけて第一選択議定書批准促進を日本政府に求める団体署名活動を毎年行い、これまでにのべ20493団体がこれに賛同している。

6 . 死刑の停止を含む死刑執行にかかわる諸問題 (6 条)

A 結論と提言

日本国政府は、死刑確定者について、家族及び弁護士との面会及び通信について十分な配慮を行うとともに、死刑の執行にあたっては家族及び弁護士に対して十分な期間をもって事前に通知を行え。

B 自由権規約委員会勧告

第 4 回日本政府報告に対する自由権規約委員会の勧告は、「21 委員会は、死刑確定者の拘禁状態について、引き続き深刻な懸念を有する。特に、委員会は、面会及び通信の不当な制限並びに死刑確定者の家族及び弁護士に執行の通知を行わないことは、規約に適合しないと認める。委員会は、死刑確定者の拘禁状態が、規約第 7 条、第 10 条 1 に従い、人道的なものとなることを勧告する。」という内容であった。

C 第 5 回日本政府報告

これに対し、第 5 回日本政府報告は、「127……おおむね未決拘禁者に準じた処遇を受けている。また、その心情の安定に資するため、希望により宗教教誨及び篤志面接委員による助言・指導も行われている。」と報告している。

D 私たちの意見

しかし、上記政府報告に反して、死刑確定者の処遇については、第 4 回勧告以後も改善されてはいない。日本国の国会議員である福島瑞穂氏の日本国政府に対する質問への政府答弁書 (2000 年 8 月 25 日、以下「福島質問答弁」という) でも、日本国政府は、面会・発受の制限、死刑執行をした時に家族へ連絡しないことは「B 規約に違反するものではない」「ご指摘の (第 4 回国連) 勧告があった後も変更していない」と回答している。

すなわち、日本国政府は、死刑囚の処遇、とくに外部交通の規制について、「心情の安定」を口実に、死刑執行をやりやすくすることを第一義的に考え、人間の尊厳を保障する人道的処遇を行っていないのである。たとえば、無実を訴え数度にわたる再審請求を行っている死刑囚の奥西勝さん (名張毒ぶどう酒事件) の場合、弁護士、親族以外支援者 1 人を除き、手紙のやりとり・面会・差し入れが禁止されている。支援者の現金による募金も刑務所当局によって送り返されてきた。

また、同じく無実を訴え再審請求を行っている死刑囚・袴田巖さん (袴田事件) は、長期にわたる拘禁によって親族が来ても見分けがつかない状態 (拘禁症) にあり、弁護士・家族・支援者が刑務所外部での専門的治療を要望しているにもかかわらず、当局により無視されたまま、状態は悪化している。

2007 年、100 年ぶりに監獄法が改正され、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」が同年 6 月に施行された。この新法により死刑確定者の処遇について、親族外面会の実現など、わずかであるが改善された。

しかし、それも拘置所長の裁量に任せられ、面会人は若干名しか認められず、実際には上記の事案についても手紙の発受すら制限されたままであり、依然として非人道的な処遇となっている。こうした事態は、自由権規約第6条に違反しているのものであって、早急に改善されなくてはならない。

7 . 治安維持法による弾圧 拷問と思想等の弾圧(7 条・18 条)

第7条(拷問等の禁止) 関連

A 提言

日本政府は、未だ行われていない治安維持法(1925~1945)下の虐殺と拷問・虐待などによる獄死者の実態を調査し、その内容を公表すべきである。

戦前の治安維持法による弾圧 (司法省調査)

年	検事局 放送局	起訴数	年	検事局 放送局	起訴数
1928年	3,967	525	1937年	1,294	207
1929年	5,308	339	1938年	552	101
1930年	6,877	461	1939年	319	90
1931年	11,250	309	1940年	632	149
1932年	16,075	646	1941年	934	156
1933年	18,397	1,285	1942年	329	145
1934年	5,947	496	1943年	269	
1935年	1,886	114	1944年	170	
1936年	1,396	139	1945年	79	

意見

この法律が制定された1925年には最高刑が10年の懲役または禁固であったが、1928年に「死刑又は無期、又は5年以上の懲役又は禁固」と緊急勅命をもって改悪された。

弾圧の対象は国体(国家の根本体制のことであり、当時の絶対的天皇制のことを統治者はそう呼んだ)批判思想の取締りから侵略戦争を遂行する政府に反対する組合活動家、弁護士、文化人、学者、宗教者へと広がり、同時に特高警察課が全国すべての県に設置され、司法省の思想係検事も制度化された。

広く他国で翻訳されている「蟹工船」の作家、小林多喜二(1903~1933)は1933年2月20日逮捕され、その日のうちに虐殺された。

彼の数作品は死後、雑誌「中央公論」で発表された。この雑誌「中央公論」を中心に言論関係者60名以上が1942年7月にあいついで逮捕されたのが現在第四次再審請求を行って

いる「横浜事件」である。

この事件は捜査中に逮捕者を拷問し、虚偽の自白を強要した。神奈川県警の特高の拷問により、5名が獄死した。

再審請求者の陳述書より

「ぼくを取りかこんだ7、8名の特高刑事どもは、手に手に棍棒や椅子のこわれた足だの、ロープや竹刀などをふりかざして裸のぼくにおそいかかり、なぐる蹴るの暴行を加えた。そのときの彼らの口ぐせはいつも同じ文句だった。

『小林多喜二を知っとるか。生かしちゃ帰さぬから覚悟しろ』

『貴さまらは殺してもかまわんのだ』

『この野郎、よくも黙っていやがった。お前がいわんならこうしてやる』 -

そんな無茶な拷問が続き、失神を重ねてバケツの水を何度もブツかけられていると、ぼくも、これで殺されるかもしれんという不安を抱くようになってきた」

1968年第23回国連総会では「戦争犯罪及び人道に反する罪に対する時効不適用に関する条約」を採択している。「不戦、人権の促進と保護」の国際的な高揚期の21世紀に日本政府はいまだ侵略戦争を反省せず、当時の思想弾圧の被害者に対しての調査も怠っている。

本第7条と日本国憲法第36条(拷問及び残虐な刑罰の禁止)の精神は、過去の過ち - 治安維持法下の弾圧 - を公表し、その反省の上にこそ生かされるものと考える。

第18条(思想・良心及び宗教の自由)関連

A 提言

日本政府は治安維持法が人道に反する悪法であったことを認め、治安維持法犠牲者に謝罪と被害の賠償を行うべきである。

B 意見

石川さだの(1915~2006)は、山梨県の女学校を卒業後上京し、市営バスの車掌となった。1939年、H・G・ウェルスやM・ゴーリキーの本を所持していた理由で警視庁代々木署に逮捕され、釈放後の1941年に甲府市役所の「事務員」となった。

1942年6月、市役所の勤務先に憲兵3名がふみこみ、甲府憲兵隊へ連行し、さらに東京牛込憲兵隊へ、そして巣鴨拘置所から軍法会議所とつれて行かれ、治安維持法違反で裁判をうけた。結果、社会主義思想の啓蒙活動をしたとの判決理由で執行猶予つき懲役3年の有罪となった。

1943年6月、思想犯保護観察で釈放、実家に帰ってみると甲府市役所から「御用済二付事務員ヲ解ク」の辞令が届いていた。

1945年の敗戦後、彼女の保護観察処分も取り消され(10月8日)、治安維持法も同年10月15日に廃止された。

1999年8月、さだのは治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟の国連人権小委員会要請団に参加し、NGOとの懇談会で「私は名誉回復がされるまでは死んでも死にきれません。日本政府は治安維持法犠牲者に謝罪と賠償をして下さい」と訴えた。

2001年9月、さだのは甲府市長に「名誉回復」を求める手紙を書いた。市長はさだのと面談、「公人としてのコメントは控える。ただし人権擁護委員会からの指示があれば考える。」と答えた。

そこで、さだのは2002年日本弁護士連合会・人権擁護委員会に人権救済を申し立てた。『甲府市は、1942年6月治安維持法違反により逮捕・拘留され、これを理由に甲府市を解職された申立人につき、かかる事由を理由に解職したことは、申立人の思想・良心の自由、表現の自由、勤労する権利及び人格権たる名誉を侵害するものであり、申立人の名誉回復のため適当な措置をとることを勧告する』(日弁連人権擁護委員会調査報告書より)

2004年、日弁連の代表6名は、19ページにわたる調査報告書をもって甲府市長を訪ね、人権救済の勧告の実施を要請した。

甲府市長は同年12月「当市の職員であった事実も職を解かれた事実も裏付ける記録がない」として、石川さだのの「名誉回復」を拒否した。

日弁連はさらに2005年2月、代表5名を以って甲府市を訪れ、再度救済勧告の実施を要請したが甲府市は拒否。日弁連の再度の要請は異例のことである。

この間、マスコミは「治安維持法の“名誉回復”の活動」に注目し、共同通信、NHKをはじめ全国20以上のメディアが、「日本が二度と戦争をする国にならないよう、今のうちに自分のような被害者が声をあげねばと思った」という石川さだのの言葉を報道した。

朝日新聞(2005年5月5日付)

「統制の足音6」「外堀埋まる前に90歳の闘い」

NHK・甲府支局(2005年8月17日)

「特集・戦後60年のレポート、名誉回復を求めて」

石川さだのは「名誉回復」を求めて弁護士と提訴を準備していたが、去る2006年12月21日病没した。享年90歳であった。

さだのの遺族(娘)は、「母は一生懸命名誉回復のためにがんばったが、ころざし半ばで力つきてしまいました。これからは私たちが意志をついで活動していきたい」と語っている。

治安維持法犠牲者の生存者は年々年老い、いずれも80代後半から90代の高齢である。日本政府は謝罪と賠償を緊急に行うよう、強く要請するものである。

8. 拷問禁止条約に違反する制度と運用

～拷問禁止委員会が昨年指摘した数々の重要な規約違反(7条)

A 結論と提言

政府は拷問禁止委員会が指摘した拷問及び刑事手法の制度上及び運用上の規約違反を速やかに正すべきである。

B 報告

自由権規約第5回政府報告書には特に言及していない。

拷問禁止条約における政府報告書 パラ 133 わが国では拷問は厳に禁止されている。「国際的な枠組みにおいても人権の保障を促進するとの見地から、1999年、拷問等禁止条約を批准した」と述べられている。

C 意見

「拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約」（以下「拷問等禁止条約」）日本政府が批准したのが1999年、1年後に第1回報告書を出さなければならなかったのだが、第1回報告書が出されたのは、2005年12月、5年遅れで出されたことになる。84ページという膨大な報告書であった。この報告書の審査が2007年5月9日・10日拷問禁止委員会により行われ、最終見解「結論と勧告」が5月18日に発表された。(CAT/C/JPN/CO/1)

その内容は、日本の人権状況に対して強い懸念を表し、日本政府に対し改善を迫る見解であった。以下、重要と思われる点を述べる。

1. 拷問の定義

「条約に示されている拷問の定義は未だ日本の刑法に含まれていないことに対し委員会は関心を記す。特に条約の定義にある「精神的拷問」は刑法195条や196条に明確に定義されておらず、脅迫等に関係する行為の罰則は不十分であることに、委員会は関心を抱いている」「締結国は、条約第1条に含まれているように拷問の定義を国内法に取り入れるべきである」と勧告している。

2. 条約の日本国内での適用について

「条約の直接適用の情報が欠落していることに対し委員会は遺憾に思う。特に、国内裁判による適用の事例、戦時における条約の適用に関する情報の不足に関してである」と勧告し、「拷問禁止条約」を重視することを求めている。

3. 時効

「拷問や虐待に匹敵する行為の時効が、重大犯罪の取り調べや訴追そして処罰を妨げていることに懸念を抱いている。特に、第二次大戦中の軍部による性奴隷の犠牲者、いわゆる『慰安婦』の訴えが、時効の理由により却下されてことは遺憾である。」

「拷問の試みや共犯や共謀を行った如何なる人物の行為を含め、拷問や虐待に関する行為は時効に関係なく取り調べや訴追そして処罰を行うことが出来る。」

4. 代用監獄

拷問禁止委員会が今回の「結論と勧告」でもっとも強く懸念を表明し改革を求めているのは、えん罪の温床になっている「代用監獄」と「取り調べの規則と自白」の問題である。

「裁判所への引き渡しの後から起訴するまで、被逮捕者の拘留延長に関する「代用監獄」の広範で組織的な使用に委員会は深い関心を抱いている。この収容システムは被拘束者の拘留と尋問にとって手続き上の保障の不十分と結びつき、彼らの権利への虐待の可能性を

増加させ、事実上、推定無罪や黙秘権そして保身の権利等の原則を無視しかねない。

特に委員会は、以下について重大な関心を抱いている。」として a) から k) まで 11 項目をあげている。」そして委員会は、2006 年の刑事被収容者処遇法の改正を求め以下の優先事項を挙げている。

捜査と拘禁の完全な分離、国際基準に適う警察拘禁期間の上限の設定、逮捕直後からの、弁護権、弁護人の立会いやアクセスの確保・医療の保障、不服申し立てを審査する公安委員会から独立した制度の構築、公判前の拘禁の代替手段の検討、防声具の廃止などである。

5．取調べの可視化と自白

委員会は、無罪判決に対して有罪判決が異常に多く、自白に基づいた有罪の数の多さ、取調べ持続時間の厳格な制限がないことに、深刻な懸念を表明している。そして、「締約国は、警察での拘留或いは代用監獄での取り調べが、全てにおいてビデオテープなどの電子的な録音や、尋問中の弁護人の立ち会いや接見などにより体系的に監視され、録音記録は刑事裁判において使用可能であることを保障しなければならない。条約第 16 条に合致するよう刑事訴訟法を改正すべきである」と勧告している。

6．死刑制度

独居拘禁、処刑の日時の事前通告がない事に懸念をし、死刑執行の即時停止と減刑、恩赦を含む手続き的改善の検討をすべき、としている。

7．迅速かつ公平な取り調べ、申し立てする権利

「締約国は、留置場や刑務所内での拷問や過酷な取り扱いに対する申し立てを迅速に公平に、そして効果的に調査する権限を有する独立した組織（メカニズム）の創設を考慮しなければならない。

8．補償と生活復帰

「委員会は、救済や適切な補償を得るに際し、迫害を受けた犠牲者の直面した極めて厳しい報告に強い関心を抱いている。」「締約国は、拷問や不当な取り扱いを受けた全ての犠牲者は補償や生活復帰を含む、救済の権利を完全に行使できるよう必要な手段を講じなければならない。国内に生活復帰のサービスを創設しなければならない。」

9．「従軍慰安婦」問題

「公式な否定の継続、訴追の怠慢、そして適切な生活復帰の提供の怠慢の全てが、教育や生活復帰の手段を通じて防止することを含め、拷問や不当な取り扱いを防ぐための条約に基づき締約国に課されている義務を怠ることに寄与してしまうのである。委員会は、性的および性差に基づく暴力の差別的原因に取り組む教育を提供するよう、そして責任回避を防ぐ道筋として犠牲者への救済手段を取るよう、締約国に勧告する。」

10．個人通報制度受諾・選択議定書批准の勧告

多くの NGO が長年にわたって、日本政府に対し、自由権規約に関する「選択議定書」（個人通報制度）を批准するよう求めてきている。拷問禁止条約は第 22 条で個人通報制度を定めているが日本政府はこれを受諾していない。また、国際的「拷問防止小委員会と国内防止メカニズム」を決めた、選択議定書を日本政府は批准していない。

拷問禁止委員会は「結論と勧告」の paragraph 26 で「条約 22 条を受諾し、選択議定書

を批准せよ」と勧告している。

1年以内に報告を要求

委員会は、日本政府に対し「パラグラフ 14（国外追放） 15（代用監獄） 16（取調べと自白） 24（性差に基づく暴力と人身売買）について、「勧告への応答の情報を提供するよう要求」している。本年5月、そのフォローアップが行われる。

9．元性奴隷（従軍慰安婦）に対する人権回復（8条）

結論

日中戦争及びアジア太平洋戦争の時期に日本軍がとった「慰安所」制度は女性を性奴隷とするものであり、その被害者の被害は現在も続いている。被害者に対する侵害行為は規約発効以前のものであっても、被害が現在も日々続いている状況下で、政府は速やかな被害回復の措置をとるべきである。

理由

1．日本政府は第5回政府報告のパラ 110 で、現在日本で行われている女性に対する人身売買や奴隷類似行為からの被害者の保護に触れている。これら施策は重要であるが、日本政府が1931年から行った中国および近隣諸国への侵略戦争の中で、植民地や占領地の女性たちを兵士の性欲の対象とした「慰安婦」制度は、最も残酷な奴隷制度の現代的形態である。これは日本軍が軍としてほとんどあらゆる占領地に「慰安所」を設置し、女性たちをここに監禁状態にして日夜兵士の相手をさせたもので、女性たちはいったんここに入れたら最後、ここから自由にでることも、性的サービスを拒否することもできなかった。

女性たちは一日に数人多いときには数十人の兵士の相手をさせられ、たとえば「私は膀胱炎のような、血が流れて小便もでない病気にかかって、病院に通い治療しました。他の女たちの中には針の入る穴もないくらいに性器がひどくはれ上がって出血する人がたくさんいました。」というような被害を受け、戦後もこのために妊娠できない体になってしまったり、兵士たちの暴行による傷の後遺症に苦しんだりしてきた。特に13歳や14歳の少女の年齢でこうした被害を受けた女性たちも多く、多くの被害者に PTSD（Post Traumatic Stress Disorder）の被害が残っている。彼女たちは、60年以上経った現在でも突然フラッシュバックに襲われたり、悪夢に悩まされたり、ひいては破壊的な人格変化に至るなど、日々後遺症に悩まされている。

2．このように女性を（特に21歳以下の未成年の女性であれば本人の承諾があっても）醜業につかせる目的で詐欺、暴行、脅迫、その他の強制手段をもって誘拐したり、連行することは「婦人・児童の売買を禁止する条約」で禁止されていたし、強制的に性的サービスをさせることもILO 29条約で禁止されていた。また奴隷禁止条約にも違反する。

国際社会はこのような、当時でさえ、さまざまな国際法や国際慣習法に違反する「慰安

所」制度の被害者に対して、日本政府が事実を認めて謝罪し、賠償をすること及び再発防止のため、教育を通して次の世代に事実を伝えることを求めてきた。

これは何よりも、被害者が現にその被害のゆえに苦しんでおり、こうした性暴力の被害者にとって、加害者が真摯に謝罪をすることこそが、その精神的な後遺症を軽減するのに必要不可欠のことであるからである。

また武力紛争下での、女性に対する性暴力は現在も世界の各地で起こっており、そうした現代起こっている暴力を根絶するためにも、日本軍「慰安婦」問題について日本政府が被害者の救済と加害者の処罰（処罰は日本では困難であるが）を行うことが必要である。

3．ところで、日本政府は 1993 年 8 月、一定の調査をもとに官房長官談話を発表し、日本軍が「慰安所」の設置や運営に関与したこと、「慰安婦」とされた女性たちが詐欺、脅迫、あるいは強制的に「慰安所」に連行されたことを認め、謝罪をするとともに謝罪の気持ちを表す何らかの措置をとることを言明した。

そして謝罪の気持ちを表す措置として、日本政府は「女性のためのアジア平和国民基金」を設立して、被害者に「償い金」を届けるという事業を行ってきたが、政府はこの償い金の財源を支出せず、日本国民の募金から配布したために、被害者は日本政府が責任を取ったとは理解せず、この償い金を受け取らない被害者が多数に上った。また中国などはまったく対象とされず、被害者には何の措置もとられていない。

そしてこの基金も今年 3 月をもって解散してしまったために、日本政府の責任はいまだ果たされないままになっている。また、上記の官房長官談話にもかかわらず、政権与党や内閣のなかからも日本政府の責任を否定する言説が後を絶たず、国際社会から、日本政府は今もって真摯に謝罪したとは受け取られていない。

4．したがって、「慰安婦」問題は現在なお被害者の被害が継続している現代の問題として、規約 8 条に禁止する奴隷制度の根絶のためにも日本政府が、上記の責任を果たし、被害者に真摯に謝罪と賠償を行い、歴史教育で後世に伝えることを求めるものである。

10. 過労死・過労自殺を呼ぶ奴隷的な労働強制（3条）

A 結論と提言

過労死・過労自殺は現在の日本の労働者の長時間拘束労働、「奴隷的」労働強制の象徴である。政府は当面、次の施策を緊急に、かつ強力に推進すべきである。

時間外労働時間規制の法制化/違反企業への罰則強化/派遣労働性の抜本見直し。当面、登録派遣制度の廃止/全ての企業が法遵守(コンプライアンス)の立場を徹底させ、行政としての指導、監督の強化など

B 第 8 条に係る政府報告は、児童労働問題を短く触れただけであり、

きわめて簡素である。いや問題意識の貧困といわねばならない。

いま日本の現実、9 年連続自殺者が 3 万人を超え、過労死・過労自殺が増加の一途を

たどり、職場のメンタル不調が企業にとって労務管理の最大ポイントになっているのである。こうした事態の多くは、奴隷的、強制的と言えるような長時間労働や、人間の尊厳を踏みにじったパワーハラスメント(セクシャノハラスメントも含む)が原因であることは多くの日本人の認識するところである。そのことを政府報告は何も触れていない。奴隷的拘束や強制労働は日本において、とうの昔に解決したかのような政府の認識は看過出来ない。こうした認識こそが自殺者が減らず、過労死・過労自殺がもう既に30年以上も前から問題にされながら、減少の方向が見えない原因だといえる。

日本国憲法は、その18条「奴隷的拘束及び苦役からの自由」を掲げ「何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない」と謳っている。まさに「市民的及び政治的権利に関する国際規約」8条に合致しており、その意味では日本の現状は、国際規約違反であり、日本国憲法の本質と大きく乖離しているといわざるを得ない。

以下、日本にける過労死・過労自殺問題を中心に、国際人権規約8条に係る政府報告への意見である。

1. 「世界のトヨタ自動車」での過労死

トヨタ自動車は、2兆円の年間利益を上げ、2007年暮の発表では、GMの生産台数を抜いて、文字通り世界の自動車メーカーとなった。2007年11月30日、名古屋地方裁判所は、2002年2月トヨタ自動車堤工場で死亡した内野健一(享年30歳 致死性不整脈で死亡、以下、健一という)の原告・博子(妻)が、健一の死亡を、労働災害として認め、国が下した労災遺族年金不支給の決定を取り消すことを求めた提訴について、原告側の主張を基本的に認めた判決を行った。国は控訴せず判決は確定した。判決で問われたのは、長時間・過密労働での若いトヨタマンの過労死認定とともに、世界的に高い評価を得ている「トヨタ式生産方式」でもあった。したがって、この判決のニュースは、世界的に瞬く間に広がっていった。

判決は、トヨタ生産方式として知られている「カイゼン」の取り組み(その中身は「QC(Quality Control)サークル活動」「創意工夫提案活動」「交通安全リーダー活動」などであるが、従来はこれらは業務外の「自主的活動」であるとして、それに要する時間は、労働時間としてカウントされず、不払い労働であったが、これらを業務として認定したのであった。トヨタのトップはいたるところで「カイゼン」の取り組みこそ「トヨタの自動車生産を支えてきた」と言明していたことは、業務そのものであると考えることが至当であるとの判断である。そのことによって健一の発症前1ヶ月の時間外労働は、裁判所は106時間45分と認定した。(原告主張は155時間25分、被告は52時間50分)これによって厚生労働省が定めた「脳・心臓疾患の労災認定基準」(2001年制定 いわゆる過労死認定基準)である発病前の1ヶ月の時間外労働おおむね100時間以上を超過したと認め、業務と健一の発病との因果関係を確定したのであった。トヨタの自動車生産は、このように6万人以上の労働者のサービス残業(不払い労働)を重要なファクターとして成り立っているのである。そしてそのことの不当性がトヨタの政界・財界における圧倒的な影響力と力によって封じ込められてきたのである。

また判決は、トヨタの自動車生産工程の二交代制についても論じている。「夜勤・交代制

年度	請求件数	労災決定件数
02年	341 (112)	100 (43)
03年	447 (122)	108 (40)
04年	524 (121)	130 (45)
05年	656 (147)	127 (42)
06年	819 (176)	205 (66)

による勤務による労働は、人間の24時間の生理的な昼夜リズムに逆行する労働態様であり、慢性疲労につながる」と指摘している。

健一が従事していた交代制勤務は、一直は、午前6時25分～午後3時15分、二直は、午後4時10分～午前1時であった。そこに残業が毎日加わることになる。二直明けの際、健一は、「ヘッドラ

イトをつけて帰りたい」と言っていたと伝えられている。もう夜が明け、あたりが白みかけた頃に帰宅の途につくということであった。原告である妻博子は、「なぜ深夜に自動車をつくらなければならないのか」と率直に述べている。生身の労働者を生産性、効率性優先の施策に従属させるトヨタの本質が見事に断罪された判決といえる。

判決のあと、博子は「トヨタが従業員をもう少し大切に文字通り世界一になってほしい」との感想は、ひとりトヨタだけでなく、儲け第一主義に走り、コンプライアンス(法遵守)の立場を無視あるいは軽視し、労働者を「物」扱いにしてはばからない多くの日本の企業への警告として受け止めるべきであろう。

2. 増加し続ける過労死・過労自殺

過労死・過労自殺は、減るところか増え続けている。厚生労働省の報告によれば

過労死(脳血管疾患・虚血性心疾患)の労災補償状況(件)

左表のように、請求件数は06年は938件で最高となった。年度内の認定件数も355件と過去最であった。

しかし労災申請数は氷山の一角に過ぎず過労死と思われる死亡も、認定までに要する期間の長さや認定率の低さから泣き寝入りする労働者・遺族が多い現状である。

精神障害等の労災補償状況 *()は、自殺(未遂を含む)件数

精神障害等(過労自殺含む)の請求件数、認定件数とも06年は過去最高である。しかし認定率は極めて低いことがわかる。

年度	請求件数	労災決定件数
02年	819	317
03年	742	314
04年	816	294
05年	869	330
06年	938	355

確かに政府・厚生労働省も、過労死・過労自殺を減らすための法改正や通達文書等を出してきたが、減少するに至っていない。それは、長時間拘束・長時間労働を実質的に放置しているからである。時間外労働の労使協定を超えてのサービス残業の横行、成果主義労務管理による労働者間の競争が長時間労働を促進し、また職場でのパワーハラスメントが更なる

長時間労働に拍車を掛けていく。また二重派遣、偽装請負等が横行し、労働時間管理が的確にされておらず、野放し状態が多く存在するのである。

冒頭に述べたことが政府が速やかに取り組むべき課題だといえる。

11 . 奴隷的労働を強制される移住労働者 (8 条)

A 結論と提言

日本国内の移住労働者は、すでに日本の産業にとって重要な労働力となっている。少子高齢化社会を迎え、不熟練労働への就労回避の傾向が強まっている状況でその存在はますます重要になっている。日本政府は、現在「専門的、技術的部門の労働者は受け入れるが、単純労働者は受け入れない」方針をとっているが、閉鎖的な入管法はこの時代に合わなくなっている。移住労働者の秩序ある受け入れのために、この法律の抜本的な改正が必要である。

研修制度は、公式には技術移転の方法とされているが、現実には外国人労働者を低賃金等劣悪な条件で労働させることによって労働者が適正な労働条件で労働することを保障する法規の脱法手段となっている。またこの制度は人身売買、奴隷労働の温床となっているとの指摘がなされている。入管法の改正を同時進行させながらこの制度を存続させるのであれば本来の目的を果たすように抜本的改正をすべきか、あるいは廃止すべきと考える。ただちに取り組むべき課題としては、送出し機関における非人道的かつ違法な「契約、誓約書」はただちに改めさせなければならない。また受入国においては少なくとも国内の平均的労働条件は満たされるよう行政機関の監視、指導が必要である。

B 規約人権委員会の懸念事項・勧告

この点については特には触れていない。

C 日本における外国人研修制度の実態

1 . 増加する外国人研修生

「外国人研修生」制度は、外国人が民営または国公営の送出し機関から送り出されて来日し、日本側の受入れ機関において研修する制度である。「日本の技術、技能、知識の開発途上国への移行を図り、その国の経済発展に貢献すること」を目的に 1981 年研修を在留資格として認め創設された制度である。外国人研修生の数は年々増大し、2006 年末現在、外国人研修生の数は約 70000 人（前年比 30.5% 増）にまで達している。

2 . 外国人研修制度の濫用

しかし、近年では研修生の急増に比例するように人権侵害や事件が多発している。逃亡防止のためにパスポートを取上げる、給与の一部を企業が強制的に貯金する、過酷な時間外労働、権利主張に対する強制帰国、非実務研修の未実施、保証金・違約金による身柄拘束、性暴力などの人権侵害事例である。

2006 年にはトヨタ自動車の下請け企業 23 社での最低賃金法違反、また岐阜県内の複数の縫製工場では時給 300 円で残業させていたことなどが報道された。いわゆる 3 K（「仕事が「きつい(kitsui)」、「汚い(kitanai)」、「危険(kiken)」の意。）職種など日本人労働者を確保できなかつたり、中国などの外国製品との価格競争にさらされている中小企業が、本来の目的である国際貢献ではなく、低賃金の労働力確保のために本制度を利用するケースが

目立ち、研修生の中にも技能修得ではなく「出稼ぎ」として来日する者がいる。

このような日本の外国人研修制度については、2007年6月、米国国務省の人身売買報告書においても批判的に報告がなされている(アメリカ国務省による2007年人身売買レポート - 日本政府は、外国人研修制度のもとで労働者の強制労働が行われている実態、女性と子どもに対する性的搾取、人身売買のメカニズムとして偽装結婚がおこなわれていることを至急調査する努力を行うべきである)。

3. 具体的な事例

(1) 東京都におけるベトナム人女性13人のケース

月給は6万円から6.5万円(時給283円から312円)。東京都における最低賃金(日本の最低賃金制度は地域別と産業別に分かれている)は、地域別最低賃金が719円、産業別最低賃金は最高が鉄鋼業の810円、最低は小売業の770円であるから、最低賃金の半額以下での労働を強いられていたこととなる。また、彼女たちは、給与のうち3万円を定期預金を名目に、企業によって天引きされていたが、実際には、企業の運営資金として使用され定期預金はなされていなかった。彼女たちは、月の生活を1万円程度で過ごし、残りは家族へ送金をして過ごしていた。有給休暇もなく、病気になっても休みは与えられなかった。また、企業から逃亡防止のためにパスポートは取り上げられていた。

(2) 上記のような外国人研修生の実態は、奴隷労働を強いられているとも言えるものであるが、こうした奴隷労働が成り立っているのは、研修生が送出し国を出発する前に、送出し機関との契約・誓約で義務づけられているという問題もある。

例えば、中国からの研修生の例では、1年目の基本賃金は、時給200円(2年目に至っても時給は225円)であること、残業手当は時給300円とするなどといった低賃金を約束させる契約書を、各国の送り出し機関と日本の受け入れ機関との間で締結されている。さらに、同契約書には「不良品が発生した場合には(研修生が)時間外に無償で手直しし、完成させる」、「他の研修生と団結し、現地の労働者と友好的に交わり、仕事をさぼったり、ストライキなどもめごとを起こさない」、「携帯電話を購入しない」などといった、労働基本権の行使すら制約する非人道的な内容の合意までなされている。

また、インドネシアからの研修生の例では、携帯電話の禁止、日本国内での手紙のやりとり禁止などの意思伝達手段の制限のほか、会社内でのお祈りや、ラマダーンの禁止など信教上の行為も禁止している。ベトナムからの研修生は、「残業は言われたとおりにする」などとの誓約がなされ、「日本滞在中結婚は禁止する。妊娠してはならない」、「宗教、政治、政党、秘密結社の活動に参加してはならない」などと広範な人権侵害が約定されている。

12 . 刑事手続きにおける不当な長期勾留

～ 自白強要と比例原則違反 (8 条、10 条、14 条)

A 結論と提言

1 . 日本国は、現行の起訴前勾留制度を、規約第 9 条、第 10 条、第 14 条に適合するように改正すべきであり、代用監獄は廃止するべきである。

2 . 国は、行刑施設における被拘禁者の処遇について、規約第 2 条 3 (a)、第 7 条、第 10 条に適合する取り扱いをするべきである。

B 自由権規約委員会の懸念事項及び勧告

1 . 起訴前の勾留

委員会は、第 4 回日本政府報告書審査の最終見解で、日本国に対して、「22 委員会は、起訴前勾留は、警察の管理下で 23 日間もの長期間にわたり継続し得ること、司法の管理下に迅速かつ効果的に置かれず、また、被疑者がこの 23 日の間、保釈される権利を与えられていないこと、取調べの時刻と時間を規律する規則がないこと、勾留されている被疑者に助言、支援する国選弁護人がないこと、刑事訴訟法第 39 条第 3 項に基づき弁護人の接見には厳しい制限があること、取調べは被疑者によって選任された弁護人の立会いなしで行われることにおいて、第 9 条、第 10 条及び第 14 条に規定する保障が完全に満たされていないことに深く懸念を有する。委員会は、日本の起訴前勾留制度が、規約第 9 条、第 10 条及び第 14 条の規定に従い、速やかに改革がされるべきことを強く勧告する。」と厳しく求めている。

2 . 被拘禁者の処遇

また、委員会は、同じ最終見解で、国に対して、「27 委員会は、日本の行刑施設の制度に深い懸念を有しており、これらは、規約第 2 条第 3 項 (a)、第 7 条及び第 10 条との適合性に重大な疑問を提起するものである。特に、委員会は、次の諸点に懸念を有する。(a) 言論、結社及びプライバシーの自由を含む、被収容者の基本的権利を制限する厳しい所内行動規則、(b) 頻繁な独居拘禁の使用を含む、厳しい懲罰の使用、(c) 規則違反で摘発された被収容者に対する懲罰を決定するための公平かつ公開手続の欠如、(d) 刑務官による報復に対して不服申立を行う被収容者の不十分な保護、(e) 被収容者の不服申立を調査するための信頼できる制度の欠如、及び、(f) 革手錠等、残虐かつ非人道的取扱いとなり得る保護措置の頻繁な使用。」と表明した。

C 政府の対応と第 5 回政府報告書の記述

起訴前の勾留について、第 5 回日本政府報告書は、前回と同じく刑事訴訟法の条文の説明を述べる形で記述しているだけであり、委員会が指摘した勧告について、その後、実態がどう改善されたかに触れていない。また、被拘禁者の処遇についても、委員会が懸念を表明した前記の事項について、改善又は進歩した報告が何も記述されていない。

D 意見

1. 起訴前の勾留が最大 23 日間にも及び、被疑者の権利が保障されていない状態は、前回審査以後も依然として変わっていない。政府報告書は、「裁判官による十分な司法審査が行われている」と記述しているが、最高裁作成の司法統計年報 2003 年版によれば、勾留状の発布数 155,830 件、勾留状の却下数 536 件であり、勾留状の発布率は 99.7% の高率に達している。裁判所のチェックはほとんど機能していないのが現状である。

重罪事件でない場合（痴漢や住居侵入など）でも、疑者が否認すると、捜査当局は「証拠隠滅」「証人威迫」などを理由に身柄を長期（最大 23 日間）拘束する。東京・立川市の自衛隊官舎に自衛隊の海外派遣反対のビラを配っていた市民 3 人が、住居侵入罪で逮捕・起訴され、保釈されるまで 75 日間勾留された（1 審で無罪。2 審で逆転有罪。現在最高裁に係属中）。また、東京・葛飾区のマンションビラ配布事件では、マンションの各戸のポストに政党議員団の議会報告などを記載したビラを入れていた男性が、住居侵入罪で逮捕され、21 日間勾留されたうえ、起訴された（1 審無罪。2 審で逆転有罪。最高裁に係属中）。こうした長期の勾留は、ウソの自白を生み出し、無実を訴える被疑者、被告人の防禦権を侵害しており、「人質司法」と批判されている。

日本における起訴前の長期の勾留については、2007 年 5 月国連拷問禁止委員会も強い懸念を表明し、国に代用監獄の廃止と被拘禁者を警察において拘禁できる期間を制限することを勧告している。

なお、委員会が前回審査で指摘した被疑者に国選弁護人が存在しない問題については、2004 年 5 月刑事訴訟法の改正により、一定の重罪に限って国選弁護人が付くようになり、将来必要的弁護事件の全てに拡大される予定である。

2. 前回の報告書審査では、行刑施設の収容者処遇制度に強い懸念が提起された。具体的には、被収容者の基本的権利の制限、厳しい懲罰、懲罰決定の公平かつ公開手続の欠如、刑務官による報復に対して不服申立制度の不十分さ、革手錠等残虐かつ非人道的取扱いとなり得る保護措置の頻繁な使用についてである。

しかし、政府は委員会の勧告を真剣に受け止めず、改善に着手しなかったため、2001 年、2002 年と続いて名古屋刑務所で、刑務官の消防用ホースの放水や皮手錠の締め付けで、3 人の受刑者が死傷した驚くべき事件が発生した。この事件をきっかけに、ようやく政府も刑事施設の処遇の改善をはかるため監獄法の改正に着手し、2005 年 5 月に「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」が成立した。

この法律では、面会や手紙の発受、弁護士を含む外部委員の参加する審査委員会の設置など改善された点も多いが、適時に適切な医療受けることが十分ではないなどまだ問題があり、今後の推移を見守る必要がある。さらに、この法律は起訴前の代用監獄への収容を法制度として正式に容認しており、委員会が求める代用監獄の廃止とは反対の方向に進もうとしているのが重大な問題である。

13. 代用監獄の問題点～捜査機関による身柄拘束（9条）

A 結論と提言

1. 国は、代用監獄制度を速やかに廃止しなければならない。
2. 国は、被拘禁者の拘禁を捜査を担当する警察とは別個の機関に行わせるよう、制度を改めなければならない。

B 規約人権委員会の懸念事項及び勧告

第4回政府報告書審査総括所見は、「23 委員会は、代用監獄制度が、捜査を担当しない警察の部署によるとはいえ、代用監獄が別個の独立した権限によるコントロールに服していないことを憂慮する。このことは、規約9条及び14条に定められた被拘禁者の権利が侵害される可能性を大きくしかねない。委員会は、第三回政府報告書の審査時の勧告を再度強調し、代用監獄制度を規約に定められた基準を全て満たすものにするよう勧告する。」とした。

C 政府の対応と第5回政府報告書の記述

代用監獄制度については、1988年7月に行われた規約人権委員会における第2回日本政府報告書の審議において疑問が出され、その後、多くの国際機関から繰り返し廃止が勧告されているにも拘わらず、日本政府は、これを廃止しようとしなない。第5回日本政府報告も、規約人権委員会の勧告を全く無視するように代用監獄制度の説明を繰り返している。

そして、日本の国会において、2006年6月に成立した「刑事収容施設及び被収容者の処遇に関する法律」においても警察の留置場を刑事施設の代用として使用することが認められており、代用監獄は「代用刑事施設」と名前を変えて存続している。なお、2007年5月には、拷問禁止委員会の総括所見でも代用監獄の廃止が勧告されている。

この問題については、日本政府が、その驚くべき不遜な態度によって、国際人権規約と国際機関に対し敬意を払わず、その勧告を無視し続けていることを、真っ先に批判しなければならない。

D 意見

(1) 冤罪の温床になっていること

ところで、被拘禁者の取調を担当する警察が同時に被拘禁者の拘禁事務を担当する「代用監獄制度」は冤罪の温床である。そのことは、日本の法律家の間ではもはや常識とさえなっている。

すなわち、被疑者段階での勾留場所は通常、警察の留置場とされ、被疑者は24時間警察の監視下におかれ、深夜でも取調べが行われ自白を迫られる。否認を続ける被拘禁者は、食事から用便まで全生活を支配される中で、留置担当者から罵声を浴びせられ、人間としての尊厳を奪われ、「自白によってしか、その支配から逃れることはできない」という心理状態に陥り、やがて虚偽の自白をしてしまう。

2007年には、鹿児島県議会選挙をめくり公職選挙法違反で起訴された12人の被告全員が無罪になった志布志事件、女性暴行で服役後に真犯人があらわれ再審で無罪が確定した富山水見事件と、重大な冤罪事件が相次いだ。特に、志布志事件において、警察は、取調べの際、床に置かれた紙に親や孫の言葉なるものを書き、それを足で無理やり踏ませて「自白」を迫る拷問を行っていたことが判明し、日本国内に大きな批判を呼び起こした。このような冤罪事件は全て「代用監獄制度」が生み出したものである。

（２）国際人権条約法規に違反すること

代用監獄制度は、「刑事上の罪に問われて逮捕され又は勾留された者は、裁判官又は司法権を行使することが法律によって認められている他の官憲の面前に速やかに連れて行かれる」と定める規約9条3項に違反する。この条項は、裁判官の面前に連れて行かれた被疑者が、その後再び警察留置場に連れ戻されることを許容しているとは到底考えられないからである。

また、代用監獄制度は警察が被拘禁者の全生活を管理して長時間の取り調べを行い自白を強要することを可能にする制度であるから、すべての者が「自己に不利益な供述又は有罪の自白を強要されない」とする規約14条3項(g)に違反する。

さらに、代用監獄制度は、食事から用便まで全生活を支配される中で被拘禁者の人間としての尊厳を奪う制度であり、志布志事件に見られたように、拷問や非人道的取扱い等も行われやすい制度であるから、「何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けない」との規約7条にも違反している。

（３）制度改善の方向性

日本政府は1980年の通達によって捜査担当者と拘禁担当者が分離され、2006年の新法によってそれがより明確になった、と反論している。

しかし、現在の制度の下でも、捜査と拘禁が同じ警察組織によって担当されている実態は変わらない。被拘禁者は警察という一つの組織の下で食事から排泄まで24時間の監視を受けた状態で自白を迫られる立場に置かれる。実際、被拘禁者が容疑を否認すれば冷遇されるが、自白をすれば取調室で煙草や食事を与えられるという野蛮な扱いが現在も行われているのである。

このような被拘禁者に関する被人道的な状況を改善し、自白強要による冤罪を防止するためには、代用監獄制度を速やかに廃止し被拘禁者の拘禁を捜査を担当する警察とは別個の機関に行わせるしかない。

よって、「結論と提言」に記載したとおり要望する。

14. 公正な裁判を受ける権利

～不十分な証拠開示と自白偏重（9条）

A 結論と提言

日本政府は、刑事裁判における有罪判決を宣告する際には、被告人の自白を基礎とするの

ではなく、自白以外の客観的な証拠に基づいてなされるよう努めるとともに、被疑者の取調に際しては、その全ての過程を電気的手段により記録しなければならない。

また、刑事裁判においては、訴追機関が有する手持ち証拠を、被疑者・被告人および弁護人に対して、被疑者・被告人の十分な防御を可能とする適切な時期に開示しなければならない。

B 自由権規約委員会の懸念事項、勧告内容

1998年最終見解は、次のように指摘している。

「25 委員会は、刑事裁判における多数の有罪判決が自白に基づくものであるという事実深く懸念を有する。自白が強要により引き出される可能性を排除するために、委員会は、警察留置場すなわち代用監獄における被疑者への取調べが厳格に監視され、電気的手段により記録されるべきことを勧告する。」

「26 委員会は、刑事法の下で、検察には、公判において提出する予定であるものを除き捜査の過程で収集した証拠を開示する義務はなく、弁護側には手続の如何なる段階においても資料の開示を求める一般的な権利を有しないことに懸念を有する。委員会は、規約第14条3に規定された保障に従い、締約国が、防禦権を阻害しないために弁護側がすべての関係資料にアクセスすることができるよう、その法律と実務を確保することを勧告する。」

C 日本政府の対応

最終見解パラグラフ25で述べられた、取調過程の電子的記録の導入について、日本国政府は、「刑事事件の真相解明を十全ならしめるために極めて詳細な取調べを行って」おり、電子的記録では反訳に膨大な時間と労力が要する（「人権B規約/規約人権委員会の最終見解への対応に関する対外説明用資料」=以下、「政府の対外的説明」）として拒否をしている。また、取調べに対する弁護士の立会いについては、「捜査構造など捜査手続全般に種種の影響を及ぼす」（「政府の対外的説明」）として、これを拒否をしている。

また、政府は、適正な取調べの結果、被疑者の多くが自白することに全く問題はない、裁判でも任意にされたものではない疑いのある自白は証拠とできないとされており、深刻な問題は発生しないなどと主張している（「政府の対外的説明」）

なお、最近になって、裁判員裁判制度の導入にともない、捜査過程のごく一部について、ビデオ録画の導入を示唆している。

また、最終見解パラグラフ25で述べられた、捜査機関が収集した証拠の一般的な開示制度の導入については、依然として、その可能性を否定している。

D 意見

1. 取調過程の可視化は急務である。

現在の日本刑事手続においては、第1審の有罪率が99.916%（終局総人員80,223人、無罪67人=司法統計年報平成15年（2003年）版）と先進諸国中では特に高いものとなっている。

それは、被告人・弁護人が自白の任意性を争っても、被告人の自白に任意性が否定されることはほとんどないうえに、被告人が自白してるとして、安易に有罪判決をなすという日本の裁判官の傾向によるものであると考えられる。

そのため、捜査機関は、客観的な証拠の収集に努力するよりも、取調対象者からの自白を得ることにその努力を集中することとなっている。

例えば、2002年に発生したある放火事件（下高井放火事件）では、被疑者とされた高野利幸氏は、当初、警察において犯行を否認していたが、警察官から、「お前でなければ妻を連れてくる」と言われたことから、警察官の求める内容の自白を行い訴追された（後に自白の信用性が否定され無罪が確定）。

また、2003年4月に発生した地方選挙における公職選挙法違反事件（志布志事件・被告人7名が共謀して有権者を買収したとして起訴され）では、それぞれの被告人が共謀の事実を自白したとされていたが、後に共謀の日として特定された日時には、被告人それぞれにアリバイがあることが判明し、被告人らの自白は信用できないとして無罪判決が確定している。

この事件でも、警察官は、被告人の怒鳴りつける、被告人の身内の者の名を出して圧力をかける、家族の名前を書いた紙を無理矢理に踏みつけさせるなどして自白を迫るなどしており、警察官の強引な取調が虚偽の自白の原因となっている。

最近になって、検察庁は、裁判員裁判制度の導入にともない被疑者の取調過程の一部についてビデオ撮影をすることの検討を開始していることを公表した。

しかし、それは取調過程のすべてを記録したのではなく、被疑者が自白しているところだけを取り出して記録することで、当該自白の任意性を補強しようとの意図に基づいてなされるものでしかない。

警察を中心とする捜査機関における自白の強要を防止するためには、その取調過程のすべてが電氣的に記録されるのでなければ、自白強要の弊害を排除することはできない。

日本政府は、直ちに全ての取調過程の電氣的記録に取り組みなくてはならず、そのために必要な法の整備、予算措置を図るべきである。

2．被告人の防御に充分な証拠開示をしなければならない。

前回の自由権規約委員会の勧告にも関わらず、その後も日本の検察官は無罪の証拠を隠し、その結果、冤罪を生んでいる。また、裁判官も、裁判手続の過程において、検察官に対して、証拠を開示するような命令など、積極的な訴訟指揮をとろうとはしない。

例えば、1967年8月に発生し、1978年7月に上告棄却により2人の被告人の有罪判決が確定した殺人事件（布川事件）では、2003年の第2次の再審請求の手続の過程において、ようやく殺人現場の写真、死体検案書とアリバイ証言、毛髪鑑定を開示した。

現在、弁護団は、この新たな証拠により無罪の立証がなされうるとして、再審不開始の決定に対する即時抗告を行っている。

同様に数次にわたる再審請求がなされている別の殺人事件（名張事件）では、検察官のもとに膨大な未開示証拠が存在していることは明らかであるにもかかわらず、検察官はその開示を拒否している。

これまで、日本では、4人の死刑確定者が、再審開始の結果、無罪となっている。いずれの事件でも再審段階で開示された証拠が冤罪を明らかにし、無罪の理由にもなった。

こうした再審無罪決定を契機に、最高検察庁は、冤罪事件の発生に関する検討会を開催し、報告書をまとめている。この報告書そのものは、非公開とされているが、法律専門雑誌の報道（「法律時報」61巻8号）によれば、その中で、再審開始にあたって証拠の開示をし過ぎたことが捜査当局の「教訓」とされるとのことである。そして、その後、実際に証拠の開示が抑制的となっている。

日本政府報告のパラグラフ289では、2004年5月に刑事訴訟法の一部改正として創設された「公判前整理手続」によって弁護人への証拠開示が前進したように報告されている。

しかし、証拠開示がなされるためには弁護人においていかなる証拠が存在しているのかということ特定しなければならず、実際には証拠開示制度として十分に機能しているとはいえない。

日本国政府は、訴追機関が有する手持ち証拠を、被疑者・被告人および弁護人に対して、被疑者・被告人の十分な防御を可能とする適切な時期に開示しなければならず、そのための法的、制度的な整備を早急に実施しなければならない。

15. 重工産業で進む兵器生産体制が 生み出すプライバシー侵害（17条）

提言

政府は重工産業における平和と人権を求めて闘う労働者に対する情報収集活動及びこの情報を当該企業に提供する行為を直ちに中止し、これらの労働者に対する差別と隔離の労務政策の助長をしてはならない。

1. 日本国憲法の平和主義

日本国憲法は第9条で平和主義を掲げ、その第1項において「武力による威嚇または武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては永久にこれを放棄する」とし、第2項において「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」としている。「戦力不保持」には兵器製造の禁止も含まれるとされている。

2. 大企業の兵器生産競争

しかし、日本の造船重機産業は、日本政府の政策である「第3時防衛計画」が、侵略兵器生産に踏み込んだのを契機に兵器生産体制を強化し、これを推進してきた。

兵器生産を強化するいわゆる重工産業は、一方で労務管理を強化し、企業に従順な労働組合を育成するとともに他方でこうして作られた労働組合に批判的な姿勢を貫き、兵器産業に従事することに矛盾を感じながらも、戦争に反対し、平和を唱え、憲法で保護された

労働者の諸権利を正面から主張する労働者群に対し、過酷な差別と隔離の労務政策を採っている。これらは規約に違反する歴然なる違法行為の累積から成り立っている。

こうした違法行為は、労働者の権利を擁護し、生活向上を目指す労働組合の解体を企図した支配加入から始まった。三菱重工は、1965年、反戦・平和のスローガンを掲げていた組合を分裂させ圧倒的少数に追い込んだ。石川島播磨重工は、人員削減など会社の「合理化」政策に協力する労働組合育成を目的に、1960年代後半から労働組合活動家に対して賃金や仕事での差別職場行事から排除するなどの権利侵害を行い、職場の民主主義を抑圧し、今日なお労働組合を支配している。川崎重工は、会社が育成した労働者のインフォーマル組織を使い、職場活動家に対する賃金・身分差別と人権侵害を繰り返し行う中で、1970年代初めに会社が支配する労働組合を作った。三井造船・住友重機械・JFEなども同様な違法行為を続けながら、兵器生産を続けている。

労働組合への支配を強め、職場・労働者の声を封殺するために、造船重機大手各社は、あらゆる手段を使っている。川崎重工は、結婚をまじかに控えた青年労働者を、配転命令を断ったことを理由に解雇した。この非人間的行為と人権侵害は、その後の1万人に及ぶ大量人減らしのための見せしめの解雇であった。三井造船は、労働者の地位向上、職場の安全対策などの要求を行ってきた労働者に、一方的な出向命令、懲罰委員会にかけての処分酷暑の中でのグラウンドの草取り、仕事から排除して掃除やごみ焼き作業、作った隔離部屋や風呂場への研ぎこめなど、企業モラル上から考えられない行為を行った。そのいずれも会社は謝罪していない。石川島播磨重工は、「ZC管理名簿」に基づき賃金・昇格差別だけでなく、名簿に記載された労働者の入門妨害や徹底した職場八分を行ってきた。

これら労働者の思想・信条の自由だけでなく、生存権も奪う行為は、物言えぬ職場を作り出した。

ものを言えない職場は、企業各社が、戦争に反対し、平和を唱える労働者や日本国憲法で保障された労働者の権利を主張する労働者をリスト・アップして、これらを個別の集団として差別の対称にすることによっても強化された。例えば石川島播磨重工（IHI）のZC管理名簿、三菱重工のブラックリスト、三井造船の非健全派従業員名簿などである。「ZC」とはゼロコミュニストを意味する隠語であり、「非健全派」とは会社の意向に沿わないグループという意味である。

3. こうした名簿作りには国家権力の調査機関が協力している

企業各社は公安委員会や警察など国家権力と一体となり、従業員とその家族の思想・信条、素行を極秘に調査し、リストを作成していた。これらの行動は、最近暴露されたことであるが自衛隊情報保全隊が日常的に国民の動向を監視したうえ、その情報を系統的に収集していた「内部機密文書」によって裏付けられている。

今平和と職場の人権を求める造船重機産業の労働組合と活動家への攻撃が、国策の一環として、執拗かつ悪質なものとなっている。その理由は、戦前、日本侵略戦争により多くの仲間を失ったことを反省し、「再び、戦争の加害者にも被害者にもなってはならない」との決意で結成された労働組合の存在が、日米軍事同盟・米軍基地再編反対、侵略戦争を許さ

ず平和を守る戦いの砦になることを恐れているからに他ならない。

今日本は、アメリカの要求に応じて、「戦争する国づくり」に突進しようと戦争放棄を誓い、日本と国際社会の平和に貢献し、経済発展を支えてきた憲法を改正しようとしている。変え、ている。労働組合、活動家への敵対的監視による差別と人権侵害、労働者として働き生きる権利を奪うことで武器輸出、技術者の戦闘地域派遣などの体制作りを容易にしていることは、一企業の問題でなく国家的犯罪といえることができる。

「労働者の人権を守る」「環境を守る」ことが、企業の社会的責務として国際的に厳しく問われているが、労働者の人権を守るという姿勢が欠落している。そのため、自由権規約17条、外規約に違反する行為が蔓延している。

16. 様々な政府機関による違法な思想調査 (22条)

A 結論と提言

日本国政府は、政府に敵対する勢力であるか否かを恣意的に判断し、敵対勢力とみなした団体に対しては、たとえその団体が合法的な存在であっても、日常的な監視の対象とする。ひどい場合には、政府自身が法律に反してでもその情報の収集や活動に対する干渉を行う。これらの干渉は、「結社の自由」と言う人権規約上の権利の侵害であるにもかかわらず、多くの場合、国内法上の根拠すら有していない。

政府が、政府に反対する団体・個人に対していかなる態度をとるかは、民主主義の試金石である。残念ながらこの点で日本政府は、民主主義のテストに落第していると言わざるをえない。

自由権規約委員会におかれては、私たちが指摘する後記各点を日本政府に問い質し、その是正を勧告されたい。

B 自由権規約委員会の懸念事項・勧告

この点について特には触れていない。

C 日本における市民的自由は危機にさらされている

1. 国際人権規約第22条は、「すべての者は、結社の自由についての権利を有する。」

この権利には、自己の利益の保護のために労働組合を結成し、及びこれに加入する権利を含む」と規定する。ところが、現在、日本国内においては、現在の政府に反対する一定の思想・信条を有すると政府において見なされた個人・団体については、これらの団体が過去に犯罪を犯したことを理由とするのではなく、政府に反対する一定の傾向を有することを理由として、これを日常的に政府の監視下におき、その活動を現実に制約している。

2. 政府による日常的な監視活動と干渉行為

(1) 警察による監視・干渉活動

a. 政党に対する監視活動

警視庁は、日本全国の警察を統括する組織である。警視庁は、「公安の維持」に必要な活動であるとして、合法的政党として日本の国会においても全国民の代表として少なくない議席を有する日本共産党の動向を調査し、全国の警察及び警察官に対して、その情報を収集することを指示している。

例えば、警視庁がその活動を国民に報告することを目的として作成される警察白書においては、「公安の維持」という章において、必ずその年の日本共産党の党員数、機関誌読者数、国会・地方議員数をあげるとともに、その政策を分析し、発表している（他の政党については、こうした項目は存在しない）。

また、全国の警察においては、警戒すべき対象として日本共産党の基本的な政策、活動方針を学習することを義務づけており、全国約 27 万人の警察官が、日本共産党とその党員の活動を日常的な監視の対象し、住民の誰が日本共産党の機関誌（しんぶん赤旗）の読者であるかなどを調査の対象としている。

日本共産党は、2007 年 10 月現在で 16 名の国会議員（衆議院議員 9 名、参議院議員 7 名）、約 3,132 名（07.7 現在）の地方議会議員、約 44 万名の党員を有する合法政党である。

日本政府は、日本共産党をあたかも犯罪組織と同視して、これを日常的な監視下においている。このことは、明らかに日本共産党員及びその支持者の「思想・信条の自由」（規約 19 条）を侵害し、日本共産党及び党員の「結社の自由」（規約 22 条）を侵害するものである。

< 侵害の具体例 >

芦屋スパイ事件

1984 年、道路交通法違反を口実に警察官 3 名が日本共産党員である川上誠一氏を、裁判所の令状も本人の同意もなく、派出所に約 2 時間にわたり軟禁し、日本共産党について継続的に情報を提供することを強要したという事件。

緒方靖夫宅電話盗聴事件

1986 年 6 月、神奈川県警が日本共産党の国際部長であった緒方靖夫氏の自宅の電話を、裁判所の令状なく、情報収集目的のために盗聴するという事件が発覚した。これは「偽計業務妨害罪、有線電気通信法違反、電気通信事業法違反」の犯罪行為であるが、日本の検察はこれを起訴しなかった。

後日、緒方氏を原告として国家に対して損害賠償請求の裁判がなされたが、東京地方裁判所は、「警察庁が、昭和 29 年に警察法施行以来現在に至るまで、一貫して日本共産党を警備情報収集の対象と位置づけており、全国の都道府県警察に対し、日本共産党関係の情報収集に関する一般的な指示を行い、かつ各都道府県警察の収集した同党関係の情報のうち重要なものについては、警察庁の担当局課において報告を受け、同課において右情報の整理・分析にあたっていた事実を推認できる」本件盗聴は当初より違法であることが明白な行為」と認定し、実行者および神奈川県に対して損害賠償を命じた。

鈴木弁護士思想調査事件

1989 年、被疑者に対して黙秘権の存在を告知した弁護士鈴木亜英について、捜査官が弁護士の思想傾向を調査し、同弁護士は「（共産党）党員として把握されているものである」

などの捜査報告書を作成していた。当該捜査報告書を証拠として刑事裁判所に提出したことからその存在が明らかとなった。

数々の盗聴事件

先の緒方靖夫宅盗聴国家賠償事件において裁判所が認定しているように日本の警察は、公党である日本共産党を「警備情報収集の対象と位置づけ」ている。先にあげた例以外にも日本共産党自身が把握しているだけでも日本共産党に対する約 30 件もの盗聴事件が発覚している。

また、警察は多くの市民団体やその構成団体についていかなる思想傾向を有しているのか、日本共産党とどのような関係を有しているのかなどの調査活動を全国で行っている。

b. 労働組合に対する監視活動

また、日本政府は、合法的に組織された労働組合である全国労働組合総連合に対しても、これを監視下におきその動向を日常的に調査している。

日本国内には、全国労働組合総連合以外にもふたつのナショナルセンターとしての労働組合が存在するが、これらは警察による日常的な調査活動の対象とはされていない。これは、全国労働組合総連合が、現在の日本政府に対するもっとも強い批判を展開している労働組合であるからにほかならない。

全国労働組合総連合は、組織的に暴力的犯罪を行ったことなどはただの一度もない。日本政府は、全国労働組合総連合が政府に厳しく反対する勢力であるがゆえに、警察権力による日常的な監視下におかれているのである。全国労働組合総連合とその組合員の「結社の自由」は著しく侵害されている。

(2) 公安調査庁による監視活動

a. 日本国においては公安調査庁なる役所が存在している。

公安調査庁設置法第 3 条は、公安調査庁の任務について「公安調査庁は、破壊活動防止法(昭和 27 年法律第 240 号)の規定による破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成 11 年法律第 147 号)の規定による無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行い、もつて、公共の安全の確保を図ることを任務とする」としている。しかし、実際には過去に組織的な犯罪を犯した経歴を有する団体のみを対象とするのではなく、合法的に活動する団体であっても、政府に反対する傾向を有する団体については、日常的な監視活動を行うとともに、実際にその活動を規制している。

公安調査庁については、その活動・組織の在り方が国民に明らかとされておらず、ほとんど秘密裏に活動が行われている。そのため、その活動が直接に国民的な批判の対象となることは少ない。しかし、警視庁をはじめとする全国の警察が公安調査庁の指揮のもとに、政党、労働組合、市民団体に対する諜報活動を実施しており、その対象となった団体及び所属する個人の「思想・信条の自由」、「結社の自由」を侵害している。

b. 監視活動の具体例

破壊活動防止法とは、「団体の活動として暴力主義的破壊活動を行った団体に対する必要

な規制措置を定めるとともに、暴力主義的破壊活動に関する刑罰規定を補整し、もつて、公共の安全の確保に寄与することを目的とする（破壊活動防止法第1条）治安立法である。

そして、日本国の公安調査庁は、破壊活動防止法に基づき、「破壊的団体」「大量殺人行為」を行った団体につき調査・規制活動を行うことを所管事務のひとつとしている（公安調査設置法第3条）。しかし、実際には、公安調査庁は、その目的を越えて、破壊的傾向のない市民団体であっても広範に日常的な調査・監視活動を行っている。

例えば、2000年7月に内部告発により、その存在が明らかとなった公安調査庁の内部文書（近畿公安調査局文書・元公安調査庁職員野田敬生作成に係る「市民団体調査文書」）によると公安調査庁の調査活動は以下のような運動・諸団体に及んでいる。

< 調査活動の対象となっている諸運動 >

沖縄米軍基地反対運動、自衛隊海外派遣反対運動、核廃絶等に向けた運動、原子力発電反対運動、消費税率引き上げ反対運動、市民オンブズマン運動、部落、婦人等の人権擁護運動、弁護士会の司法改革、死刑廃止や人権擁護の取り組み、日本ジャーナリスト会議による言論、出版の自由などを求める取り組み、教育問題をめぐる日本教職員組合、全国教職員組合などの教職員団体の活動、いじめ、不登校、日の丸・君が代反対などに対する諸団体の活動、その他、生活協同組合、農民、環境、宗教など

< 調査対象となっている諸団体 >

法曹関係 - 自由法曹団、日本民主法律家協会、社会文化法律センター、日本国際法律家協会。ジャーナリスト関係 - 日本ペンクラブ、日本ジャーナリスト会議、教職員組合関係 - 全日本教職員組合、日本高等学校教職員組合、全国私立学校教職員組合連合、人権擁護団体 - アムネスティ・インターナショナル日本支部、日本国民救援会、その他 - 日本民主主義文学同盟、全国市民オンブズマン連絡会議

こうした公安調査庁の調査活動について、1999年11月25日、当時の木藤繁夫公安調査庁長官は、参議院法務委員会において破壊活動を行ったことのない市民団体であっても「これらの市民団体等に対する調査対象団体からの働きかけとか、あるいはこれらの市民団体内部における調査対象団体構成員の活動などがある場合には、これらの活動を調査することもある」と言明している。

また、2007年6月8日、公安調査庁関東公安調査局新潟公安調査事務所所長が、わが国においてもっとも大規模である法律家団体であり、完全に合法的な存在である青年法律家協会が開催した定期総会に関して、開催場所となった民間ホテルに対してホテル宿泊予定者の名簿の提出を求めていたということが明らかとなった。青年法律家協会は、完全に合法的な存在として広く一般に認知されている。こうした団体が行う定期総会について、国家機関が参加者の名簿を把握しようとすることは、結社の自由を侵害するものである。事件発覚後の青年法律家協会からの抗議に対して公安調査庁は、青年法律家協会については先に述べた破壊活動防止法上の監視団体に含まれてないことを認めながら、総会参加者に対象者が含まれている可能性があれば調査対象となるとしながら、それがいなくなる者であり、その把握のためになぜ総会参加予定者の名簿が必要となるのかについては明らかにしていない。この論理に従えば、国内におけるあらゆる団体が国家権力の監視下に置かれ

ることになってしまう。

こうした基準で市民団体の活動が公安調査庁の日常的な調査・監視対象することは明らかに規約第22条に定める「結社の自由」を侵害するものであるとともに、これらの市民団体の構成員、関係者の「思想、良心の自由」(規約第18条)にも違反している。

(3) 防衛省による監視活動

a．防衛庁による情報公開請求者リスト製作

2002年、防衛庁が、同庁に対して情報公開法にもとづき行政情報の開示を請求した者について職業、所属団体などを調査した上に、そのリストを作成し、庁内において同リストを回覧していたことが発覚した。

いかなる者が、どのような内容の情報の公開を求めているのかをリスト化することは、ただちにその者のプライバシーを侵害することとなる。

また、防衛庁はそれを内部において回覧しているが、それは防衛庁内においてその者らに対する警戒心を高めることを目的とするものであって、次情報公開請求者を次に述べる日常的な監視の対象者とすることを意味している。

b．防衛庁による市民活動の監視

日本の自衛隊には、陸上自衛隊情報保全隊と称する部隊が存在している。この部隊の目的は自衛隊内部の情報管理を任務とするとされているが、実際には、自衛隊に反対する一般市民の活動に関する情報を収集分析し、市民団体の監視を行っていたことが2007年6月7日付けの新聞報道によりあきらかとなった。

新聞報道によると自衛隊は、2003年12月から2004年3月までの間に、自衛隊のイラク派遣反対の運動などの市民集会や抗議活動について、それぞれの運動がいかなる団体によって主催されているのか、集会の規模、日本共産党などの政党と関係がある団体であるのかなどの情報を集会参加者の写真撮影なども含めて収集していたということである。

軍事組織である自衛隊が、一般市民の合法的な活動を敵視して、その活動に関する情報を収集・集積することは、明らかに規約第22条に定める「結社の自由」、第18条に定める「思想・良心の自由」に違反するものであり、日本政府は、こうした違法な情報収集をただちに中止し、これまで集積した市民の合法的活動についての情報を破棄しなければならない。

17．国旗(日の丸)・国歌(君が代)への崇拜の強制

～思想・良心の自由の侵害(18条)

A 結論と提言

東京都教育委員会及び各都立学校校長は、入学式・卒業式等の学校行事において、教職員に対し「国旗(日の丸)に向かって起立し、国歌(君が代)を斉唱せよ」、あるいは音楽教師には「国歌(君が代)をピアノ伴奏せよ」との職務命令を発令した。

この職務命令に違反した教職員は懲戒処分を受け、また嘱託教員らは任用を取り消された。このような国旗国歌に対する起立斉唱の強制は、思想・良心の自由及び信仰の自由を侵害するものである。

B 自由権規約委員会の懸念事項・報告内容
該当なし

C 政府の対応と第5回日本政府報告の記述
該当なし

D 意見

1. 日本における日の丸・君が代問題の歴史的背景

(1) 戦前の歴史

日本における国旗・国歌問題を検討するには、日本の近・現代史に関する知識が必要である。日本は1968年の明治維新を経て近代国民国家化を進めることとなったが、1889年に天皇によって制定された大日本帝国憲法下では、天皇を本源的な主権者であり、統治者とし「神聖不可侵」な存在とし、国民はその「臣民」とし天皇に従属すべきものとしていた。このような天皇の統治の象徴として、「日の丸」が国旗、「君が代」が国歌と扱われた。

「君が代」の歌詞の内容は、「わが天皇陛下のお治めになる御代が永遠に続いて栄えるように」という意味であるとされた。天皇制下の日本が、アジア諸国への侵略をおこない、ヒットラーのドイツとムッソリーニのイタリアと同盟して第二次世界大戦に突入するなか、「日の丸」「君が代」は、その軍国主義と超国家主義にもとづく侵略行動を鼓舞する象徴としての役割を担った。特に戦前の学校教育では、子どもたちに超国家主義と軍国主義を注入する役割を果たしていた。

(2) 戦後の状況

第二次世界大戦の敗戦後、現在の日本国憲法が制定され国民主権が確立した。戦後は、戦前の神権天皇制と軍国主義を象徴する「日の丸」「君が代」を国旗・国歌として扱うことに対して反対意見が強力であり、これらに対する戦前、戦中のような取り扱いは事実上停止された。特に、戦争中、子どもに国家主義・軍国主義教育を行い、戦場に駆り立てた教師たちの多くが、戦前教育が果たした「罪」を反省し「再び教え子を戦場に送らない」ことを誓った。

この誓いは、若い世代の教職員に引き継がれていった。そのため、2005年までは、東京都、特に都立学校（都立の高等学校、中学校、高等専門学校、盲学校、ろう学校及び養護学校）では、思想・良心の自由及び信仰の自由が尊重され、学校行事の中で「日の丸」「君が代」が強制されることはなかった。教職員の中でも、卒業式等にて国旗国歌に対して起立斉唱をしない者が少なくなかった。

日本国を戦争前の状況に立ち帰らせようという勢力が強まっていく中で、1999年、「日の丸」が国旗、「君が代」が国歌とする国旗国歌法が制定された。その法案を審議する国会

における提案者である政府の発言は「日の丸」「君が代」に対する国民の反対意思が強いことを考慮してその国旗化、国家化によって国民にそれらを強制するものではないと言明していた。ところが、2003年以降、東京都では次の述べるような大きな転換があった。

2. 概括的な事実関係

(1) 教育委員会の通達に基づく校長の国旗国歌起立斉唱等の職務命令

東京都教育委員会は、2003年10月23日付通達により、都立学校の校長に対して、卒業式等にて教職員に「国旗に向かって起立し国歌を斉唱せよ」、「音楽教師に対してピアノで国歌を伴奏せよ」との職務命令を発令することを命じた。

この職務命令に従わず、起立・斉唱あるいはピアノ伴奏をしなかった教職員が約170名にのぼった（都立学校の教職員の人数は合計約73,520名 - 05年度）。この約170名の教職員は、起立斉唱の拒否、ピアノ伴奏の拒否を理由として懲戒処分を受けた。

(2) 都立学校の現状

多くの日本人の生徒は、「日の丸」「君が代」に対して違和感を持たないが、都立学校には、日本の侵略の被害にあった朝鮮・韓国籍や中国籍の生徒も少なくなく、また信仰上の理由から「日の丸」「君が代」を歌いたくないという生徒も存在している事実もある。

東京都教育委員会の国旗国歌起立斉唱等の職務命令が発令された後、都立学校の生徒会が「日の丸」「君が代」の強制について、生徒同士の討論会を開催した。

ところが、東京都教育委員会は、討論会に参与した教師と校長らを事情聴取した上、生徒討論会は不適切な指導だとして注意処分をした。また、国旗国歌に対して起立・斉唱しなかった生徒が多く出た学校については、教師や校長に対しても適切な指導をしていないとして注意処分が行われた。

このように生徒や教師が「日の丸」「君が代」に対して批判的意見を述べることも、東京都教育委員会から「不適切だ」として抑圧される状況にある。

3. 争点

教職員らが起立斉唱やピアノ伴奏を拒否した理由は多様である。これを大きく分類すると、「君が代」は国家神道と結びつき、また神格化した天皇を賛美する歌なのでキリスト教などの宗教上の理由で起立斉唱等ができない、過去の日本のアジア侵略において「日の丸」「君が代」が果たした役割から、それに敬意を表すことは自己の歴史観、世界観に反するから起立斉唱等ができない、教師全員が一斉に起立斉唱等をするようになれば多様な国籍や信仰、価値観を持つ生徒に起立斉唱を強制することになり、それは自己の教育観に反するから起立斉唱等ができないという理由である。

日本国憲法は、第19条で思想・良心の自由を保障し、第20条にて信仰の自由を保障している。そこで、この国旗国歌に対する起立斉唱命令・ピアノ伴奏命令が教職員の思想・良心及び宗教の自由を侵害するか否かが問題となる。

4. 訴訟の展開と判決

国旗国歌起立斉唱等職務命令を受けた教職員、懲戒処分を受けた教職員が、東京地方裁判所に起立斉唱義務等の不存在を求める訴訟を提起した。また、不起立をしたことを理由に研修命令を受けた教職員が研修命令を違憲違法であるとして損害の賠償を求めて提訴し、

また、嘱託教職員として合格したにもかかわらず、不起立をしたことを理由に合格を取り消されたり、採用を拒否された教職員らが損害賠償等を求めて提訴している。

2006年9月21日、東京地方裁判所の一つの部が、本件職務命令は憲法が保障する思想及び良心の自由を侵害し違憲であるとの判決を言い渡した。他方、東京地方裁判所の別の部では、不起立を理由にして教職員に対する研修命令や、嘱託教員の合格取り消しは思想良心を侵害するものではないとして合憲とした。

5．国内世論の状況

日本の多くの新聞の社説では、教育の場である学校において「日の丸」「君が代」を強制する東京都教育委員会の通達及び校長の職務命令に対して批判的である。特に、不利益処分をもって起立斉唱を義務づけることは強制に該当するとして反対意見が多い。

国民の世論調査でも「日の丸」「君が代」を国旗国歌として尊重する国民であっても「強制は望ましくない」とする意見が多数派である。日本弁護士連合会は、2007年2月16日付の意見書にて、教育委員会の通達に基づく各校長の職務命令による国旗・国歌の強制は教職員の思想良心の自由を侵害するもので許されないとの見解を明らかにしている。

6．自由権規約第18条違反

自由権規約第18条1項は「全ての者は、思想・良心及び宗教の自由について権利を有する」と定め、同条2項では「何人も、自ら選択する宗教又は信念を受け容れ又は有する自由を侵害するおそれのある強制を受けない」と定めている。

教職員が自己の歴史観、世界観に基づく信念ないし信仰に反して、「日の丸」「君が代」の起立斉唱の強制、ピアノ伴奏を強制されることは、自由権規約18条違反となることは明白である。

18．一般市民の政治ビラ配布に対する干渉・弾圧(19条)

A 結論と提言

日本政府は、政治的内容を含むビラを配布するという表現行為は、基本的に自由であるとの立場に立ち、都道府県警察、及び、その管轄下にある警察署が度々行っているビラ配布に対する任意性のない同行、及び、逮捕等規約第19条にある言論表現行為の自由を著しく侵す捜査に対して、法規の厳格解釈の立場から厳しく監督すべきであり、捜査権の濫用に対し、関係機関を通じてこれを中止するよう指導すべきである。

B 規約人権委員会の懸念事項・勧告

該当なし

C 意見

1．昨今、とりわけ東京をはじめとする都市部において、選挙政策もしくは政治的意見を記載したビラその他の印刷物（以下単に「政治ビラ」という）に対し、警察は、それを

携行若しくは配布したというだけで、それらの者に対し、様々な法令を駆使して職務質問、任意同行、逮捕等を行っており、言論の自由をめぐる状況は従来にない様相となっている。ここでピラと呼ぶものは一枚チラシから数ページのリーフレット形式のものまであって、野党やその議員や平和・人権団体がその要求を記載した文書若しくは要求アンケート用紙などであり、日本国憲法上も言論表現の自由又は政治活動の自由として保障されている表現行為である。

日本においてはこのような政治ピラはこれまで街頭配布及び各戸への配布というかたちで日常化しており、従来、何ら問題となることはなかった。

2．日本においては、今日自衛隊のイラク派兵及びその自衛隊を軍隊化する内容の憲法改正などが大きな政治問題のひとつになって浮上している。こうした方向を推進する政府の政策に対し、国民世論からの批判も多い。そのような声は当然、野党の政治要求にも反映することになるし、平和・人権団体がそれぞれの要求を掲げ言論活動を活発させることになる。警察は政党その他このような団体などの政治ピラによってこうした批判的世論が高まることを恐れる政府の意向を汲み、先走りして世論封じを行っている傾向がみられる。

3．都市部では、一般にマンションなどの集合住宅が多く、住民の多くはこうした住宅に集中して居住している。マンションと呼ばれる共同住宅は玄関に施錠がなく、これまで建物内への出入りは自由であり、一階の玄関では近くに設けられた集合ポスト（郵便受け）若しくは各戸玄関扉に設けられた個別ポスト（郵便受け）を通じて様々な郵便や宣伝物が住民に届けられてきた。このような共同住宅へも政治ピラの各戸配布はその必要と効果の上からしばしば行われてきた。

4．問題はこうした自由に出入りできるマンションなどの集合住宅の敷地又は建物内の玄関・階段・通路などの共用部分において、政治ピラを携行若しくは配布する者に対し、これを犯罪とみなし、度々警察がこれに干渉し強制捜査の対象としていることである。

例をあげれば

- a) 自衛隊及びその家族の居住する寮へのイラク派兵反対のピラの各戸郵便受けへの配布した者を逮捕（立川自衛隊官舎ピラ配布事件）2004.2.27
- b) マンションへのイラク派兵反対及び憲法改正反対のピラの集合郵便受けへの配布した者を逮捕（中央区月島マンションピラ配布堀越事件）2004.3.3
- c) マンション敷地内において年金問題を扱った野党機関紙号外ピラを携行し歩行していた者を逮捕（東村山ピラ携行事件）2004.5.2
- d) 警察官寮へのピラを各戸郵便受けへ配布していた者を逮捕
- e) マンションへの都議会だより及び区議団だより等のピラの各戸郵便受けへの配布していた者を逮捕 2004.12.23

などである。

a)及びe)については刑法の住居侵入罪、b)及びd)については国家公務員法違反、c)については軽犯罪法が適用された。いずれも法条の要件を拡張解釈することによって、言論表現の自由を抑圧する扱いであった。

5．これらの事件の特徴は、第一にいずれも警察関係者と思われるマンション住民に呼

び止められ、その場で携帯電話などで警察に通報され、現場にかけつけた警察官に任意同行を求められ、警察署で逮捕され、多くは勾留され起訴されたものであること、第二は捜査には刑事警察ではなく公安警察が乗り出し、公安警察主導で捜査が進められ、こうした政治ビラを公安事件として扱っていることである。

マンションの集合及び各戸の郵便受けに毎日多数届けられる一般の商業用のビラは全く不問に附されているにもかかわらず、政府に批判的な政治ビラだけがこうした取り締まりの対象になっているところに重大な問題がある。

6. いうまでもなく、政治ビラ配布は言論表現行為のひとつであり、最大限尊重されなくてはならない。上記配布を犯罪として取り締まった各ケースは、いずれの場合も、その内容においても、配布態様においても規約第 19 条 の制限を可能とする事由にどれも該当しない。現在裁判所において審理中のものが、一審では無罪判決が出ているが、控訴審の高裁ではいずれも有罪の判決となっている。

政治ビラ配布にたいする逮捕及びその後の捜査を含む取り締まりは規約第 19 条違反であり、これを敢行している警察捜査に対し、監督機関である国家公安委員会及び都道府県公安委員会は、冒頭に述べた適切な措置をとるべきであるのに、これを怠っている。警察組織の最高組織は警察庁であり、国の機関である。

よって、日本政府に対し、冒頭の監督及び指導を強く求める。

19. 国家公務員の政治活動の一律全面禁止

～表現の自由の広範な侵害(19条)

A 結論と提言

1. 国家公務員の政治的行為を一律且つ全面的に禁止し、その違反者に対し、刑罰の適用を定めた国家公務員法 102 条 1 項及び 110 条 1 項 19 号は規約 19 条に違反するので、廃止すべきである。

2. 国家公務員法の委任を受け、禁止されるべき政治的行為について、その適用範囲、政治目的及び政治行為の定義を定めた人事規則 14 - 7 のうち、国家公務員がその職務を離脱した後の私生活の場における政治的行為までを禁止する趣旨の同規則第 4 項は規約 19 条に違反するので「法または規則によって禁止または制限される職員の政治的行為は職員が勤務時間外において行う場合はこの限りでない」と改正すべきである。

B 国際人権(自由権)規約委員会の懸念事項、報告内容 該当なし

C 政府の対応と第 5 回政府報告の記述 該当なし

D 意見

1. 相次ぐ政治的ビラ配りに対する弾圧

(1) 概括的な事実関係

ここ数年、政治的主張を記載したビラ配りをした者に対し、警察によって相次いで弾圧が行われている。政党若しくは政治的目的を持つ団体の発行したビラを一般人の居住するマンションや警察寮、自衛隊官舎等の郵便受け（1階の集合ポストや各階の戸口ポスト）に配布したことを以って、刑事犯として逮捕起訴されるケースが多い。

行為者が一般民間人の場合には、主として刑法の住居侵入罪の罪責を問われることが多いが、配布者が国家公務員の場合には、主として国家公務員法違反を以って、罪責を問われている。

このような形態のビラ配りはそれが一方で商業ビラである場合には過去においても現在においても放任されているが、他方において内容に政治的意見を含むいわゆる政治ビラについてはこれまで起訴されることはほとんどなかったが、最近はその様相を異にしており、躊躇なく起訴が行われている。

国家公務員のビラ配布に対する弾圧としては 2004 年 3 月 3 日発生 of 東京都中央区におけるマンションビラ配布（堀越事件）、2005 年 9 月 10 日発生 of 東京都世田谷区における警察寮ビラ配布（宇治橋事件）に対する逮捕である。

(2) 刑事裁判の展開

裁判経過

- a. 堀越事件は一審有罪、控訴審へ移行。
- b. 宇治橋事件は一審の審理中。

何が争われているか

国家公務員法違反を問われた 2 ケースについては、国家公務員法 102 条 1 項、110 条 1 項 19 号が国家公務員の政治的行為を刑罰を以って禁止し、人事院規則 14-7 はその政治的行為の定義を定める。右の人事院規則では国家公務員の勤務時間外の政治的行為をも処罪するものとなっている。この禁止は国家公務員法が「行政の政治的中立性」や「行政の中立的運営とこれに対する国民の信頼」を政治的行為禁止の法目的としていることから見ても、その目的を逸脱するばかりでなく、著しく過剰な権利制限ではないかが争われている。

国家公務員法違反を問う前記の法規は国家公務員の政治的行為を勤務時間外においても拘束する全面一律の禁止規定であることから、国家公務員の政治的行為に関わる市民的権利を全面的に束縛することになるとともに、規約の制限事由にも該当せず、目的に反した過剰な制約であるから規約 19 条違反であるとして規約の解釈・適用をめぐる本格的な争いとなっている。

(3) 国家公務員の勤務時間外のビラ配布行為の取締りは規約 19 条違反である

表現の自由は民主的社会に不可欠な礎のひとつであり、民主的社会の発展と各人の自己実現のための基本的条件のひとつである。

* 表現の自由を享受できるのは「すべての者」であって公務員であることを理由にこれを否定されることはない。

*表現の自由の対象になる規約19条2項の「情報及び考え」には政府にとって不都合な情報や意見を当然に含む。例えば前記事件で配布された「憲法改正に反対する」とのビラは憲法改正を試みる政府にとって不快な内容であるかもしれないがそれ以上のものではない。ビラ配りは規約が保障する表現行為にあたる。

表現の自由は民主的社会において最も重要なものであるから、この権利の行使を制限するには厳格な正当化テストを充足しなくてはならない。

19条3項はこの厳格な正当化テストについて定めたものであるが国家公務員法違反事件の被告らの配布したビラの内容はいかなる検討を加えても「国の安全」「公の秩序」を脅かすものとはいえない。

自由権規約委員会の規約解釈のひとつである比例原則によれば国家公務員の政治的行為を禁止することによって生ずる表現の自由の制限は上記の「国の安全」「公の秩序」など19条3項(a)及び(b)に列挙されたいずれかの目的を達成するために「必要とされるもの」でなくてはならないところ、法の目的である「行政の中立的運営」と「これに対する国民の信頼」はいずれもこれに該当せず上記のビラの配布の禁止はこうした目的を達成するために必要なものとはいえない。

「締約国が表現の自由の行使に対し、一定の制限を附する場合、その制限は権利の本質を損なうようなものであってはならない」(一般的意見10第4パラグラフ)とされるところ、国家公務員法の政治的行為の禁止は国家公務員にも認められる表現自由を制限するだけでなく、全面的にその権利を奪い取ってしまうものであり、一般的意見に反し、規約の趣旨を脅かすものである。

国家公務員の政治的行為の禁止の内容は行政機関の定立した規範である人事院規則14-7によって明らかになるだけであり、国家公務員法それ自体は何が禁止されるかを明記していないから、国家公務員法は明確性と予見可能性に欠け19条3項の法律主義の要件を欠くものである。

国家公務員法は政治的行為禁止の違反者に対し、前述のとおり刑事制裁を可能とするところ、刑事制裁によって前記法の目的を達するとはいえず、しかも、違反の程度と比較しても過剰な制裁となるから、19条3項の要求する比例の原則も充足しない。

このような観点から、国家公務員の政治的行為を一律全面禁止し、とりわけ勤務時間外においてもこの禁止を及ぼし、しかも違反行為に対し刑事制裁をもって処分を可能とする前記法条は規約19条に違反する。従って、日本政府は第一次的には結論と提言の1を以てこの問題の解決を計るべきであり、仮にそうでないとしても少なくとも結論と提言2を以て当面の解決とするべきである。

C 意見

1. 昨今、とりわけ東京をはじめとする都市部において、選挙政策もしくは政治的意見を記載したビラその他の印刷物(以下単に「政治ビラ」という)に対し、警察は、それを携行若しくは配布したというだけで、それらの者に対し、様々な法令を駆使して職務質問、任意同行、逮捕等を行っており、言論の自由をめぐる状況は従来にない様相となっている。

ここでビラと呼ぶものは一枚チラシから数ページのリーフレット形式のものまであって、野党やその議員や平和・人権団体がその要求を記載した文書若しくは要求アンケート用紙などであり、日本国憲法上も言論表現の自由又は政治活動の自由として保障されている表現行為である。

日本においてはこのような政治ビラはこれまで街頭配布及び各戸への配布というかたちで日常化しており、従来、何ら問題となることはなかった。

2．日本においては、今日自衛隊のイラク派兵及びその自衛隊を軍隊化する内容の憲法改正などが大きな政治問題のひとつになって浮上している。こうした方向を推進する政府の政策に対し、国民世論からの批判も多い。そのような声は当然、野党の政治要求にも反映することになるし、平和・人権団体がそれぞれの要求を掲げ言論活動を活発させることになる。警察は政党その他このような団体などの政治ビラによってこうした批判的世論が高まることを恐れる政府の意向を汲み、先走りして世論封じを行っている傾向がみられる。

3．都市部では、一般にマンションなどの集合住宅が多く、住民の多くはこうした住宅に集中して居住している。マンションと呼ばれる共同住宅は玄関に施錠がなく、これまで建物内への出入りは自由であり、一階の玄関では近くに設けられた集合ポスト(郵便受け)若しくは各戸玄関扉に設けられた個別ポスト(郵便受け)を通じて様々な郵便や宣伝物が住民に届けられてきた。このような共同住宅へも政治ビラの各戸配布はその必要と効果の上からしばしば行われてきた。

4．問題はこうした自由に出入りできるマンションなどの集合住宅の敷地又は建物内の玄関・階段・通路などの共用部分において、政治ビラを携行若しくは配布する者に対し、これを犯罪とみなし、度々警察がこれに干渉し強制捜査の対象としていることである。例をあげれば

- a) 自衛隊及びその家族の居住する寮へのイラク派兵反対のビラの各戸郵便受けへの配布した者を逮捕(立川自衛隊官舎ビラ配布事件)2004.2.27
- b) マンションへのイラク派兵反対及び憲法改正反対のビラの集合郵便受けへの配布した者を逮捕(中央区月島マンションビラ配布堀越事件)2004.3.3
- c) マンション敷地内において年金問題を扱った野党機関紙号外ビラを携行し歩行していた者を逮捕(東村山ビラ携行事件)2004.5.2
- d) 警察官寮へのビラを各戸郵便受けへ配布していた者を逮捕
- e) マンションへの都議会だより及び区議団だより等のビラの各戸郵便受けへの配布していた者を逮捕2004.12.23

などである。

a)及びe)については刑法の住居侵入罪、b)及びd)については国家公務員法違反、c)については軽犯罪法が適用された。いずれも法条の要件を拡張解釈することによって、言論表現の自由を抑圧する扱いであった。

5．これらの事件の特徴は、第一にいずれも警察関係者と思われるマンション住民に呼び止められ、その場で携帯電話などで警察に通報され、現場にかけつけた警察官に任意同行を求められ、警察署で逮捕され、多くは勾留され起訴されたものであること、第二は捜

査には刑事警察ではなく公安警察が乗り出し、公安警察主導で捜査が進められ、こうした政治ビラを公安事件として扱っていることである。マンションの集合及び各戸の郵便受けに毎日多数届けられる一般の商業用のビラは全く不問に附されているにもかかわらず、政府に批判的な政治ビラだけがこうした取り締まりの対象になっているところに重大な問題がある。

6. いうまでもなく、政治ビラ配布は言論表現行為のひとつであり、最大限尊重されなくてはならない。上記配布を犯罪として取り締まった各ケースは、いずれの場合も、その内容においても、配布態様においても規約第19条の制限を可能とする事由にどれも該当しない。現在裁判所において審理中のものが、一審では無罪判決が出ているが、控訴審の高裁ではいずれも有罪の判決となっている。政治ビラ配布にたいする逮捕及びその後の捜査を含む取り締まりは規約第19条違反であり、これを敢行している警察捜査に対し、監督機関である国家公安委員会及び都道府県公安委員会は、冒頭に述べた適切な措置をとるべきであるのに、これを怠っている。警察組織の最高組織は警察庁であり、国の機関である。よって、日本政府に対し、冒頭の監督及び指導を強く求める。

20. 学校教育における表現の自由の抑圧 (19条)

A 結論と提言

群馬県の公教育の現場で連続して発生した校長による生徒会誌切り取り及び生徒会誌不掲載事件は執筆した当該学校の教員の表現の自由を侵すものであって、規約第19条に違反する。文部科学省及び教育委員会は学校教育の現場における表現の自由の大切さを徹底すべきである。

B 規約人権委員会の審査勧告等

該当なし

C 事実の概要

1. 生徒会誌「切り取り」事件

a. 1996年群馬県立桐生工業高校教諭だった松本正は、彼の定年退職にあたり、生徒会の求めに応じて生徒会誌に「40年の回想」と題して、専門教科のことや、部活動指導などの思い出とともに、教員として生きてきた時代における避けては通れない歴史的事実「勤務評定反対闘争や安保条約反対闘争」など平和の大切さに触れた回想文を寄稿した。

この生徒会誌は、そのまま卒業生と在校生に配られた。ところが同年6月新入生への生徒会誌配布の際に、校長はこの「回想文」を彼の了解を得ず、会誌編集係の先生の反対を押し切り、生徒会誌編集委員会にも諮らず、職務命令を発して生徒会誌からこの一文を刃物で「切り取る」措置を強行した。

このような校長の独裁的な考え方は、子どもの発達に必要な、自由な教育活動と、生徒

の自発的な活動を萎縮させ、健全な発達を阻害するものである。松本とこれを支援する会は、このような生徒会誌「切り取り」という校長の行為は、日本国憲法及び教育基本法の外、子どもの権利条約及び自由権規約に違反し、松本の人権を否定するものと判断し、「教育の自由」と「表現の自由」を求め群馬県及び校長を被告として訴訟を起こした。

b. 地方裁判所では回想文が教育基本法第8条2項の「政治教育の禁止」に触れると判断した。

東京高等裁判所は、松本が回想文で触れた、「安保」「勤務評定」問題は、地理、歴史、公民の分野の教科になるので、その分野について述べるのは学習指導要領違反だとする、不当な判決を出した。松本は最高裁判所に対したちに上告したが、最高裁判所は2004年7月15日「上告棄却」としている。

2. 生徒会誌「不掲載」事件

a. 赤石竹夫は1995年12月、当時勤務していた県立富岡工業高校で生徒会が発行する生徒会誌から依頼されて一文を寄稿した。

しかし、校長は彼の書いた紀行文「マレーシア・シンガポールの旅」を独断で不掲載とした。校長は紀行文の中の次の2つの記述を問題にした。それは日本の大企業による放射性廃棄物公害輸出問題と第2次世界大戦中における日本軍の住民虐殺に言及した部分であった。彼は校長の決定が納得できず、何度も話し合いによる解決を求めたが、校長は頑なな態度に終始し、生徒会編集委員会にも生徒会顧問にもこれを諮らず、一切話し合いに応じなかった。彼は学校内での解決の道を断たれた。

校長の行為は、日本国憲法、教育基本法に違反するばかりでなく、自由権規約、子どもの権利条約を侵害していると考えた彼は群馬県と校長を相手に提訴した。

裁判は1996年5月に始まり、一、二審の敗訴、2004年9月の最高裁「棄却」判決で終結した。原告は日本国憲法と教育基本法、さらに自由権規約第19条、子どもの権利条約第13条を根拠に被告校長の違法性を追及した。他方、被告側は憲法・教育基本法の下位にある学校教育法や地方公務員法を盾に「校長権限」を拡大解釈して校長の行為を正当化しようとした。裁判所は不掲載にいたる事実経過と「校長権限」の問題のみに争点を矮小化し、校長の専断を追認する態度に終始した。

D 看過できない教育の反動化

上記二事件はいずれも自由権規約第19条に違反するものであり、最高裁判所の判決はこの規約違反の事実を無視するものであって看過できない。

第2次世界大戦中の日本の教師は、軍国主義のもとで自由と人権を奪われ、「天皇のために死ぬ」と子どもたちを戦場へと駆り立てた。自由と人権の死が教育にとって何を意味するかは明らかであった。いままた、東京都にみられるように国旗日の丸・国歌「君が代」斉唱の強制問題や先の戦争を美化・合理化する歴史教科書の援用問題にみられるように、戦前のような教育の復活をめざす勢力が台頭してきている。

校長の専断を是認した判決が教育の反動化を促進するのではないかとの心配がある。学校内での表現の自由と教育の自由の抑圧は、教育という営みを破壊し、教育を国家と特定

の支配者に奉仕する道具にしようとするものである。歴史的にも国際的にも看過することの出来ない動きである。よって、冒頭に述べた適切な措置がとられるべきである。

21．表現の自由を侵害する教科書検定制度（19条）

結論

教科書検定制度は検閲であり、規約 19 条に違反する。したがって、検定制度を存続させるとしても、検定規則や検定基準を規約に適合するようあらため、かつ法律として制定すべきである。

理由

1．規約 19 条に関して政府報告はパラ 301 から 303 に教科書検定制度について述べている。そしてその中で、教科書検定制度は、全国的な教育水準の維持向上、教育の機会均等の保障、適正な教育内容の維持、教育の中立性の確保などの理由で、検定を行い、教科書として不適切なものについて教科書としての発行を禁ずるもので、一般図書としての出版を拒否するものでないので、規約に違反しない、と述べる。

2．しかしながら、教科書検定制度は、以下のような実態を持つ制度であり、その制度の実際は検閲であって、規約に違反する。

政治的意図に基づく検定

政府報告に述べる検定制度の目的にかかわらず、実際に行われている検定は、政権政党の政治的見解を強く反映するものとなっている。たとえば

（南京大虐殺について）

検定前 「中国側は、市民や武器を捨てた兵士など 30 万人以上の人々が日本軍によって虐殺されたと発表している」

検定後 上記の文のあとに「なお、日本国内では虐殺者数について「10 数万人」など他の説もある。」と加えさせた。

（「慰安婦」問題について）

検定前 第 2 次世界大戦中、日本軍は中国、朝鮮、東南アジアなど多数の女性を強制的に連行し、耐え難い苦痛を与えた（従軍慰安婦問題）。

検定後 第 2 次世界大戦中・・・中国、朝鮮、東南アジアなどの多数の女性が強制的に連行され、耐え難い苦痛を受けた（従軍慰安婦問題）。

（沖縄の集団自決について）

第 2 次世界大戦末期に沖縄で行われた戦闘の際に、日本軍は住民に手りゅう弾を渡して暗に自決をうながしたという事実について、

検定前 「日本軍に「集団自決」を強いられたり」

検定後 「追いつめられて「集団自決」をした人や」

このように政権政党の主張にあわせさせる検定の例は枚挙に暇がないほどであり、このような教科書検定は「適正な教育内容の維持」との名目でどのような内容にも介入し、政権政党の主張に反する記述を「不適切」として排除させ、あるいはそのような記述が多い教科書は不合格として教科書としての発行を禁ずることができる制度である。

政府報告では、教科書としての発行が禁じられても、一般図書としての発行はできるから表現の自由に対する「合理的で必要やむをえない限度の」制約であると述べている。しかしながら、教科書として学問的な成果や教育的信念に基づく記述を生徒に教育の場で読ませたいと考える執筆者にとって、一般図書として発行できるということは、その執筆の目的をほとんど果たせなくなることを意味するものであって、表現の自由に対する重大な侵害である。

以上のように、検定制度はその実態において検閲である。

3．規約 19 条は、表現の自由を制約できる要件を、日本国憲法の定める「公共の福祉」という概念で一般的に定めるのとは違って限定列挙してその要件に該当するか否かの判断を行うよう定めている。

教科書検定について、上記のような検閲の実態のある制度とその運用は日本国憲法の「公共の福祉」概念によっても自由制約の限度を超えるものというべきであるが、政府報告に引用している 1993 年 3 月 16 日最高裁判所判決は「検定による表現の自由の制約は、合理的でやむをえない限度のものというべきである」とのべ、さらに同種事件についての 1997 年 8 月 29 日最高裁判決も同様の結論をとり、さらに規約との関係でも違反はないと結論付けている。

このことは、「公共の福祉」概念がいかにようにも表現の自由を制約しうる概念であるということを示すものであり、規約委員会が繰り返し「公共の福祉」概念について「曖昧、無限定で規約のもとで許される範囲を超える制限を許容しうる」と警告してきたことをまさに示すものである。また裁判官が規約の持っている独自の判断枠組みを理解していないことをも示しており、第 4 回政府報告審査の後の規約委員会の最終報告にある裁判官、検察官、行政に対する国際人権法教育の不徹底を示すものである。

4．さらにこのような教科書検定は子供の権利条約が定める子供の知る権利を侵害するものでもある。

子供の権利条約 13 条は「こどもは……あらゆる種類の情報および考えを求め、受け、かつ伝える自由を」有するとされている。

沖縄の集団自決の問題で、沖縄では県民あげての大集会が開かれ、今回の検定に抗議する声を上げたが、その中で、教科書を使う高校生が「真実を教えてほしい」と訴えたことは大きな反響を呼んだ。検定で時の政治勢力の意向にそって検定がおこなわれるということは、教科書を使う生徒の知る権利を侵害するものでもある。

22. 選挙運動の自由の侵害（19条・25条）

A 結論と提言

日本の公職選挙法は、全ての候補者と選挙人に戸別訪問を全面的に禁止し、選挙運動のための文書配布を大幅に制限している。これに違反した者は、禁錮又は罰金に処せられ、かつ5年以内の期間公民権を停止される。これは、全ての市民に言論や文書による自由な選挙活動を保障した規約第25条及び第19条に違反する。政府は速やかに公職選挙法を改正すべきであり、裁判所はこれらの事件の判決において、規約による保障を明確に宣言するべきである。

B 規約人権委員会の懸念事項

1. 日本における選挙運動の制限は、すでに第3回政府報告書審査のときから委員会が関心を抱く問題になっていた。同審査において、E・エヴァット委員が、選挙キャンペーンにおける人々に対する非常に厳格な制約について懸念を表明し、この問題と規約第25条における自由かつ真正な選挙に参加する権利との関係を明確にして欲しいと質問した。しかし政府は、厳しい制限がどのような意味で規約25条に適合するのか明確に説明しなかった。

その結果、委員会は、第3回審査最終見解の主要な懸念事項（第14項）で、「当委員会は、表現の自由の権利の尊重に関して、法律や判決の中には制限的なアプローチをしているものがあることを残念に思う」と懸念を表明した。

2. さらに5年後の第4回政府報告書にも、この問題について具体的な報告記載がなかったので、同報告書審査において、E・エヴァット委員が、戸別訪問、パンフレット配布、ファックス使用などを禁止することが、規約と両立するものとして正当化することがいかにして可能なのか、賄賂の恐れがあるとか、平等を確保するためであるといった説明は十分とは思われない、と再び質問した。しかし、政府の答弁は、5年前の答弁を繰り返すのみで、法律による厳しい制限の必要性について、規約との関係を詳しく説明しなかった。

3. 第4回政府報告書審査最終見解の中には、この問題について、直接の言葉でもって懸念や勧告が言及されていないが、同見解（第8項）が「『公共の福祉』の概念は、曖昧、無限定で、規約のもとで許される範囲を超える制限を許容しうる。前回の見解に引き続いて、委員会は、再度、締約国に対し、国内法を規約に適合させることを強く勧告する。」と記述していることの中には、明らかにこの問題も含んでいる。

このように、委員会は、日本における選挙運動の厳しい制限に関して、法律が規約で許される範囲を超えて権利を制限していることに二度に亘って懸念を表明し、その改善を強く勧告していた。

C 政府の対応と第5回政府報告書の記述

1. 日本政府は、委員会の度重なる要請に誠実に応えていない。今回の審査にあたって、

政府は、コア文書の中で、国会議員の選挙について、選挙権及び被選挙権の年齢、議員の任期、定数、選挙区などが定められた条文を説明するだけであり、また、憲法の規程が普通選挙を保障していること、表現の自由を保障していること等を述べるのみである。

第5回日本政府報告書においても、「第2部 逐条報告 第25条：参政権」の項には、「これまでの報告のとおり。」とのみ記述しているにすぎない。

2. 上記のとおり、第3回審査以来、委員会は政府に対して、日本における選挙運動の厳しい制限が、選挙運動の自由を保障する規約第25条、第19条とどのように適合するのか、政府が答弁する買収の恐れや平等の確保という目的と制限がはたして比例原則を満たしているか、について積極的な説明と対話を一貫して求めて来たが、政府がそれに直接かつ誠実に答えられないため、規約違反の懸念と法律改正の勧告までした。

第5回日本政府報告書は、これに対して、何ら進歩や改善の結果を記述していない。政府は、日本における選挙運動の制限について、もっと詳しい情報を委員会に提出するべきである。

D 意見

1. 自由権規約第19条及び第25条は、すべての市民に、「自由かつ真正な選挙」において、選挙し及び選挙されることを権利として保障している。この権利は当然ながら、戸別訪問や文書配布による選挙運動の自由も含んでいる。

それゆえ締約国は、規約第2条により、規約第19条及び第25条の権利を保障した自由な選挙を実施する即時かつ無条件の義務を負っており、その義務の不履行は、国内の政治的、社会的、文化的、または経済的理由によって正当化することはできない。

2. しかし、日本では、公職選挙法によって、言論、文書による選挙運動が、刑罰をもって極端に制限されている。例えば、戸別訪問はすべての候補者と運動員並びに選挙人がすることができない。これに違反すると1年以下の禁錮又は30万円以下の罰金に処せられる(公職選挙法第138条、第239条)。自己への支持を訴える文書の配布も、各種の選挙ごとに種類と枚数が制限されていて、それ以外の文書は配布することができない。

例えば、衆議院議員選挙(小選挙区)では候補者一人あたりハガキ35,000枚と2種類のビラしか配布することができない。市議会議員選挙では候補者一人あたりハガキ2,000枚しか配布することができず、自己に支持を訴えるビラ、パンフレットは一切配布することができない。

これに違反すると2年以下の禁錮又は50万円以下の罰金に処せられる(同法第142条、第243条)。さらにこれらの罪で有罪になると、判決で5年以下の期間公民権が停止される制裁があり、候補者がたとえ当選しても失格になる(同法第252条)。

3. 警察庁の犯罪統計によれば、日本では1946年以来今日まで、戸別訪問罪で41,697人、文書配布罪で49,592人の市民が検挙され、有罪判決を受け、これらの人々の公民権が剥奪された。自由権規約を批准した1979年以降でも、それぞれ4,780人及び7,434人の市民が処罰されている。

言論表現の自由が最も尊重されるべき選挙に関して、これほど多数の市民が処罰され、

資格を剥奪されている事態は、民主主義社会では許されない重大な問題である。

4．裁判所も、選挙運動の自由を保障することに極めて消極的である。日本国憲法第 21 条は、言論、出版その他一切の表現の自由を保障している。そのため、戸別訪問罪や文書配布罪で起訴された少なくない市民は、公職選挙法の制限が憲法 21 条に違反すると主張した。1970 年代から 80 年代にかけて、地裁と高裁で合計 10 件の判決が、制限が憲法 21 条に違反すると判断して無罪判決を下したこともあったが、最高裁判所は、公職選挙法による制限は「公共の福祉」のために必要やむを得ない制限であるから憲法 21 条に違反しないと判断する判決を繰り返しており、現在では裁判所が選挙運動の自由を保障する判決を下す見込みはない状況にある。

5．1979 年に日本が自由権規約を批准した以後、規約第 19 条、第 25 条をたてに無罪を主張する裁判も登場した。1986 年の衆参同時選挙に際して、戸別訪問、文書配布罪に問われた郵便局員の祝（ほうり）氏の裁判がそれである。このケースは、第 4 回政府報告書審査において、前記の E・エヴァット委員が取り上げて政府に質問した事件である。

1998 年 11 月に採択された委員会の最終見解（第 8 項）で、委員会が、「公共の福祉」を根拠として規約上の権利に制限が課されうること懸念を表明したことには、このケースが反映している。

6．しかし、委員会の最終見解の発表にもかかわらず、このケースについて、1999 年 4 月広島高等裁判所は有罪判決を下した。規約の解釈に関して次の理由を述べている。

規約第 25 条は選挙運動の権利を保障していない。

規約第 19 条は選挙運動の権利を保障しているが、戸別訪問等を禁止する公職選挙法の規程は、公共の福祉のために必要かつやむを得ない制限であり、憲法第 21 条に違反しないのと同様の理由により、規約第 19 条にも違反しない。

この判決は、規約上の権利の制限を、国内法の法概念である「公共の福祉」によって考察する日本の裁判所の傾向をよく示している。

7．祝氏は上告したが、最高裁判所も 2002 年 9 月上告を棄却した。その判決は、単に「公職選挙法の規程が自由権規約 19 条、25 条に違反しないと解されるから、適法な上告理由にあたらぬ。」と述べるのみで、なぜ規約第 19 条、第 25 条に違反しないのかその理由を全く述べなかった。規約上の権利が日本国内でどのように保護されているかは、規約人権委員会の重大な関心事であり、最高裁判所は、規約違反にあたらぬという理由を説明するべきであった。

8．その後、再び自由権規約と日本の公職選挙法の矛盾を問うケースが発生した。それが今回報告する大石事件である。

大石氏は、人口 18,000 人の小都市の市議会議員である。彼は 2003 年 4 月施行の市議会議員選挙において当選したが、選挙後に戸別訪問罪、文書配布罪の容疑で逮捕され、20 日間の勾留ののち、大分地方裁判所に起訴された。

理由は、選挙の告示 2 週間前に、彼が「家族・友人に今すぐ大石の票を頼んで下さい」などと記載した手製のビラを 18 戸の市民宅を訪問して配布したからである。前述の通り、公職選挙法では、戸別訪問はすべての人に、すべての選挙で禁止されており、市議会議員

選挙では自己に投票を訴える文書は、ハガキ 2,000 枚以外は一切配布が禁止されている。

9. この裁判で弁護側は、公職選挙法の制限が自由権規約第 19 条、第 25 条に違反すると主張して争った。弁護側は、元規約人権委員会委員であった E・エヴァット女史を証人申請し、2005 年 6 月大分地裁で証言が実現した。

女史は、規約人権委員会は規約の解釈について権限を与えられた条約上の機関であり、締約国は委員会の見解を尊重するべきである。

規約第 19 条と第 25 条は、共に選挙運動の権利を保障している。

規約で保障された権利の制限を考察する場合には、委員会は「比例原則」に照らして考察している。

「比例原則」によれば、除去すべき脅威ないし弊害の存在が明確に立証されなければならず、制限は脅威に比例した必要なものに限られる。

自由な戸別訪問や文書配布が、真正な選挙に対する脅威となることが明らかでなく、制限の必要性が正当化されない。

大石氏の行為は何らの脅威も生じておらず、処罰と制裁は極端すぎて「比例原則」に適合しない、等と明確に証言した。

10. しかし、2006 年 1 月大分地裁は、E・エヴァットさんの証言を無視して、大石氏に対して、罰金 15 万円、公民権停止 3 年の有罪判決を下した。

判決の要旨は、次のとおりである。

規約第 25 条は選挙運動の権利を保障していないが、規約 19 条はこれを保障している。公職選挙法の制限は、法律によって定められ、選挙の自由と公正という「公の秩序」を目的としている。

戸別訪問や文書配布を自由化すれば、買収の温床になったり、選挙費用がかさみ、選挙の自由と公正を侵害する。

制限は、数ある運動手段の一つを制限するのみであり、最小限の制限である。

従って、制限は目的に照らして合理的な最小限のものであり、必要なものとして正当化できる。

これはエヴァットさんが説明した「比例原則」を正しく理解せず、「合理性の基準」に依拠して制限を許すものであり、規約人権委員会の見解と異なる。エヴァットさんもこの判決を厳しく批判している。

11. 大石氏は控訴したが、2007 年 9 月福岡高等裁判所は、原判決の公民権停止 3 年の宣告は破棄したが、罰金 15 万円の処罰は維持した。この判決の特徴は以下の点である。

規約第 25 条は選挙活動の自由を保障していないが、規約第 19 条が保障している。

規約は特定の選挙制度を締約国に義務づけていない。

選挙制度をどのように設計するか、選挙活動をどのように制限するかは、締約国の国情を考慮に入れて、議会の立法裁量に委ねられている。

選挙活動の制限の正当性審査については、L R A の基準や比例原則などの「厳格な基準」はあてはまらず、制限と目的との合理的関連性、制限によって失われる利益と制限によって得られる利益の利益考量、代替手段の有無、などを総合して判断するべき

である。

自由な戸別訪問や文書配布は、日本の国情の下では種々の弊害があり、制限は合理的で必要やむを得ない限度を超えるものではないから、国会の立法裁量の範囲内に止まっており、規約第19条に違反しない。

しかし、規約上の権利を、規約と異なった基準でもって制限することは許されず、また締約国の政治的、文化的、社会的事情によって、規約の義務の不履行を正当化できない。これは、規約人権委員会が明言するところである。福岡高裁判決は規約上の義務に反している。大石氏は上告し、事件は最高裁判所に係属している。

12. 結局日本の裁判所は、規約人権委員会の見解を尊重せず、規約を日本国内で実効的に適用する意欲を欠いていると言わざるを得ない。大石事件は、日本において、規約で保障された権利が、規約と異なる基準によって、規約で許される範囲を超えて制限される現実を典型的に示す例である。

政府は早急に公職選挙法を改正して戸別訪問を解禁し、文書の配布を自由にするべきである。それに至るまでは、裁判所は、選挙運動に関する事件において、自由な選挙運動が規約で完全に保障された市民の権利であることを宣言するべきである。

23. 消防職員に対する結社の自由の剥奪 (22条)

A 結論と提言

消防職員は地方公務員法52条5項により、全面的に団結権を奪われている。これは、消防職員の職務内容・権限等からみて、著しく過剰な制限である。同法52条5項は消防職員については適用を除外すべきであり、規約第22条と抵触する同法同条の条項は改正されるべきである。

B ILO 結社の自由委員会の勧告

自由権規約委員会が、これまでこの問題に触れたことはない。しかし、2002年11月21日第185期ILO理事会結社の自由委員会は、「日本の法制度と慣行がILO87号、98号条約に違反している」としたうえで、「公務制度改革の意義と内容についてすべての関係者と全面的で率直かつ意味のある交渉・協議を速やかに行え」と勧告した。この協議には6項目の検討事項が明記され、その筆頭で、「消防職員と監獄職員に自らの選択に基づく団体を設立する権利を与えること」をあげている。

C 日本政府は第5回日本政府報告では、このことに触れていない

日本政府は2005年ILOへの年次報告において、「消防組織が警察組織の一部を構成しているとの主張はとっていない」としながら、一方で、「消防職員の権限は、行政作用としてはILO87号条約9条の「警察」に分類できるものもある」としている。

しかし、ILO87号条約の第9条で言う「警察」とは、警察組織そのものを指す。ある職

種の権限が、「警察」に分類できるかどうかで、団結権否定を許容しているわけではない。それ故、行政上の分類として、日本の消防に警察のような「権限」があるから団結権は認められないと主張する政府見解は、ILO87号条約の解釈を誤っているし、前述の政府見解は詭弁である。実際のところ、政府が力説する警察のような「権限」を有する行政機関、例えば労働基準監督署、入国管理局、国税局などについても、その職員に団結権が認められている。この事実を見ても政府見解が破綻していることが分かる。

D 消防職員の要求と団結権保障

日本には現在消防職員が155,000人いて、日夜その職務に従事している。消防職員はその職務の性質上、待遇や安全に関してさまざまな要求を持っている。その要求を実現することは、労働環境を改善する上でも、消防活動能力をより高める上でも必須のことである。しかし、地方公務員法52条5項は「警察職員および消防職員は職員の勤務条件の維持改善を図ることを目的とし、かつ地方公共団体の当局と交渉する団体を結成し、またはこれに加入してはならない」と消防職員の団結権を奪っている。

一方で、憲法28条は「勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する」と定め、国民の団結権を定める。これは憲法第25条の国民の生存権規定及び憲法第27条の国民の勤労権規定と連動しながら、これらを実質的に保障する重要な権利である。これを制限することはあっても、全面的に奪うことは許されないはずである。従って、地方公務員法第52条第5項は、日本国憲法に反する。また、規約第22条第1項は、「すべてのものは、結社の自由についての権利を有する。

この権利には、自己の利益の保護のために労働組合を結成し及びこれに加入する権利を含む」と規定し、その2項で「前項の権利の行使について、法律で定める制限であって、国の安全若しくは公共の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳の保護又は他のものの権利及び自由の保護のため民主社会において必要なもの以外いかなる制限も課すことができない」とし、制限事由を具体的に摘示している。前記地方公務員法第52条5項は制限の必要や制限のできる場合を具体化することなく、すべての権利を奪っている点で規約の精神及び運用に大きく反している。

なお、付言すれば、日本政府の2005年年次報告では「消防職員委員会の組織及び運営の基準の一部改正」の同年8月施行に伴い、改善事項の履行が約束されているが、消防職員の自主的ネットワークの調査によれば、「改善事項」は消防職員の団結権問題の改善策になっていない。約束は履行されていないことが判明したのである。

E 真の改善へ向けての前進の必要

地方公務員法第52条第5項は、規約と抵触するので改廃が求められる。消防職員に原則として団結権を認め、規約にもとづき権利行使の上での制限事由を取り入れる、という内容の法の実現を目指すことが現在最も現実的な解決である。

日本の労働組合のナショナルセンターである全国労働組合総連合（略して全労連）に加盟している日本自治体労働組合総連合（略して自治労連）は、地方自治体に働く地方公務

員労働者を組織する労働組合であるが、消防職員が加入する消防職員ネットワーク（FFN, 1997年5月結成、現在1000名加入）と共に、ILOに対し、1998年6月以来、4回に亘り報告書を提出してきた。Bに記載した勧告はこうした報告を受けて行われたものである。

日本政府は不当制限の禁止を唱ったILO87号条約を批准している。日本政府が是正措置をとることは条約遵守のうえから不可避の責務であると考えられる。

24. 家族生活の保護に反する単身赴任の問題（23条）

A 結論と提言

現在、日本では、企業の一方的な都合で、労働者を現在の就労場所から遠く離れた職場への勤務変更を命ずることが多く、そのため配偶者や他の家族構成員を現在住居地に残したまま、遠方に転勤し単身生活を余儀なくされる「単身赴任」が一般化している。

これまで、単身赴任を命じる企業の転勤命令に対して、家族同居の権利を侵害するものとして、その無効確認等を求める裁判が多数提起された。

しかしながら、日本の裁判所は、これを「労働者が通常甘受すべき不利益である」として、労働条件の低下とそれが家族生活に与える不利益な影響力を考慮する観点を欠き、ほとんどの訴えを退けている。今、日本では、「家族」に与えられている「生活の自然かつ基礎的単位として保護を受ける権利」（規約23条1項）が侵害され続けている。

日本政府は、「家族生き別れ」を強要する「単身赴任」を合理的に規制すべきであり、また、日本の裁判官は、国際人権規約を遵守・尊重し、個別事件において、労働者の家族生活の権利を積極的に擁護すべきである。

B 規約人権委員会の懸念事項・勧告

これまで、規約人権委員会から直接日本の「単身赴任」問題について言及した勧告等はなされていない。しかしながら、自由権規約委員会の最終見解（1998年11月5日）は、日本の裁判官等に対して「規約に基づく人権研修が行われていない」ことに懸念を表明し、裁判官が「規約に親しめる」ようセミナー等の開催を提言している（32項）。

日本の裁判官による国際人権規約に対する無視ないし軽視は続いており、単身赴任をめぐる問題についても、いまだにこれを「通常甘受すべき不利益」と矮小化する裁判官が後を絶たない。こうした現状を踏まえると、上記「32項勧告」は、非常に重要な提起であり、日本の裁判官に対する国際人権教育は喫緊の課題である。

C 日本における「単身赴任」の現状 - 速やかな改善を

1. 1000人以上の企業の81%が行っている「単身赴任」

日本で単身赴任を行っている企業数割合は、19.6%（厚生労働省・平成16年就労条件総合調査）である。これを企業規模別にみると、1000人以上で81%、300人～999人で66.8%、

100人～299人では30.3%となっている。規模が大きいほどその割合が高い。現在の日本の単身赴任者の総数は、正規雇用労働者（約3100万人）の約3%（約90万人）に上るとの調査結果もある。

労働契約は雇用者と被雇用者が契約する当時おかれていた条件を前提としてなされるのであるが、この前提条件に反する遠い距離の就労個所への就労、特にそれが長期に及ぶ場合は労働条件に背反するものである。このような雇用者の一方的な便宜の配置転換のために家族同居の生活を犠牲にする「単身赴任」は、諸外国ではほとんど行われていないと言われている（「単身赴任」に該当する英単語は存在しない）。

2. 労働者の訴えと裁判所の対応

(1) 東亜ペイント事件最高裁判決（1986年）

母親が高齢（71歳）であり、保母をしている妻も仕事を辞めることができず、子どもも幼少（2歳）であるという家庭事情のあった労働者に対して、単身赴任とならざるをえない転勤を命じることができるかどうか争われた東亜ペイント事件において、最高裁は、1986年7月14日、1・2審の労働者側勝訴を覆し、単身赴任による家庭生活上の不利益は「転勤に伴い通常甘受すべき程度のものにすぎない」と述べて企業側勝訴の判決を下した。

以後、この最高裁判決がリーディングケースとなり、単身赴任をめぐる裁判では、労働者側にとって厳しい判決が続いている。また、企業社会において「単身赴任は許される」という安易な理解を生む結果となった。労働者は、彼を雇用している企業の「身分的従属」のもとにあるかのような労働契約の理解は、個人の人格とその権利を尊重すべき現代社会と相容れるものではない。

(2) その後の裁判所の判断

その後の裁判例は、家事の大部分を担当してきた女性労働者に対する単身赴任を伴う配転命令や、小学校3年生・5歳・3歳の子どもを両親宅に預けざるを得ない女性労働者の単身赴任なども有効としている。

また、転居を伴うものではないが、3歳の保育園児を有する女性労働者に対する約2時間の通勤を要する遠隔地への配転命令も有効とされている（ケンウッド事件・2000年1月28日最高裁判決）。

(3) NTTリストラ配転事件について

NTTは、日本政府がその株式の約46%を保有するわが国最大、世界でも有数の電話会社（従業員数約20万人）であるが、2001年から、51歳以上の社員に賃金が3割ダウンする子会社への移籍を迫るリストラを実施している。

移籍を拒否して会社との雇用を継続した場合には、従来の仕事を取り上げ、遠隔地に配転すると告げて、子会社への移籍を促すとともに、移籍拒否者に対しては、実際に異職種遠隔地配転を実施した（このリストラにより同社の51歳以上の社員約6万人が子会社へ移籍している）。

こうしたリストラの中で、51歳以上の移籍拒否者で遠隔地から首都圏等に単身赴任や遠距離通勤を余儀なくされる配転を命じられた労働者らが、生活上の著しい不利益を被った

ことなどを理由に、2002年10月、全国の7つの地方裁判所に提訴した。

東京地方裁判所には、病気の老親の介護や本人の健康上の問題を抱えていながら、北海道、宮城、山形、新潟、福島、群馬から、家族を地元に残して首都圏に集められた労働者らが原告となって提訴した。

原告らは、これらの配転が、家族とともに生活する権利を奪う不当なものであって、国際人権規約やILO156号条約(家族的責任を有する男女労働者の機会均等及び待遇に関する条約)に違反することも主張した。

しかしながら、東京地方裁判所は、2007年3月29日、「原告らに生じた不利益は、主に本人や家族の寂しさや日常生活上の不便をいうものにすぎず、・・配転に伴い労働者が通常甘受すべき程度の不利益というほかない」などと述べて、原告ら全員の訴えを棄却した。また、国際条約違反の点については、直接の法源とはなりえないなどと述べて、原告らの主張を退けた(現在、東京高裁で係争中)。

50代後半の労働者に5年以上も単身赴任や2時間通勤を続けさせる配転は、労働者及び家族の生活を根底から破壊するものである。企業にそのようなことを無期限に行い続ける権利などあるはずがない。

3. 日本政府は憲法が保障する人権と国際人権規約を遵守すべき義務を負うものとして、このような事態の早急なる改善に力を尽くすべきである

日本政府は、また、政府系企業の株主として、また、雇用・労働行政の責任主体として、このような事態を早急に改善するよう力を尽くすべきである。

さらに、家族生活の意義や労働者の人権に意を用いない日本の裁判官に対しては、直ちに、必要かつ十分な人権教育を施さなければならない。

25. 障害のある人 (Parson with Disabilities) の参政権等に対する差別 (25条、26条)

A 結論と提言

政府はその推進する障害者政策の基本計画「重点施策実施5ヵ年計画」の理念や原則と矛盾する障害者自立支援法の見直しを検討し、いまだに存在する参政権における障害のある人に対する差別をはじめ、法の下での平等など規約25条、26条に反する障害者諸施策を改め、障害のある人の権利条約を早期に批准し、障害のある人の権利と尊厳を尊重するよう国内法を速やかに整備することを求める。

B 報告

今回の政府報告には障害のある人への差別に言及する部分はない。

障害のある人の人権状況

政府の障害者施策推進本部は2007年12月25日「重点施策実施5ヵ年計画」を策定した。

基本計画においては、「我が国が目指すべき社会を障害の有無にかかわらず。国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会とすること」が掲げられている。共生社会とは、「障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う社会であるとともに、障害者が社会の対等な構成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定の下に社会のあらゆる活動に参加、参画し、その一員として責任を分担する社会である」としている。そして「自立と共生の理念の下に、共生社会の実現に真に寄与するようにするため、施策展開を図る」としている。

これら、理念や原則は国際、国内での人権保障の発展に促されたものであるが、実際の施策はこれらの理念に逆行し、一方でサ - ビスの水準、質を切り下げ、他方で障害のある人の負担の増大等により、自己決定、社会参加を妨げる政策となっている。

障害のある人も、「障害の有無にかかわらず」「お互いを支えあう」という「社会の一員としての責任分担」を求められ、権利の保障、差別の禁止という国の義務と責任よりも障害のある人の「義務」が強調される結果になっている。「自立と共生」「選択と自己決定」「参加」等の理念や諸原則が、本来の意味とは「似て非なるもの」に矮小化されている。

(1) 障害者自立支援法の根本的問題点

先の重点施策実施5ヵ年計画は、2007年4月に施行された障害者自立支援法の抜本的な見直しの検討を進め、その結果を踏まえ、必要に応じ本計画の見直しを行うと述べている。問題は、その方向性である。障害者自立支援法の最も大きな問題点は、「応能負担」から1割負担の「応益負担」への転換である。これに伴い、医療費についても大きな負担が導入された。自立のためと称する就労強制が行われ、多くの障害のある人とその家族を苦しめ、不安を増大させている。障害のない人は働けば給料をもらうのに、「障害のある人は、働いて何故1割払わなければならないのか」という疑問に答えるように改正すべきである。

これは障害を理由とする差別である。障害のある人の自立保障法でなければならないのが、「自立阻害法」「サ - ビスからの排除法」になっている。

国・自治体が公的に保障するのではなく、「支援」に止まる所に根本的問題がある。

(2) 参政権における障害のある人への差別

障害のある人の社会参加の根本である参政権保障は、戸別訪問の禁止、文書頒布の禁止等、先進国のなかで最も「不合理」な制限をもつ公職選挙法が、障害のある人の参政権行使にとって厳しい桎梏になっている。

投票する権利

2002年11月28日、東京地裁は、公職選挙法にALS患者の選挙権行使を可能とする制度が設けられていなかったことが、憲法15条1項及び同条3項、14条1項及び44条但書に違反する状態であったとしたが、国家賠償法上の違法性は認めなかった。政府は、これを受けて公職選挙法を改正し、在宅投票制度を拡大したが、その影響はごく一部にとどまっている。認知症の高齢者、知的障害の人々のうち多くの人が対象外であり、例えば、対人恐怖症等で投票所に行けない人の郵便による投票をめぐる裁判でも郵便投票制度の違憲性は認められていない。

公選法と選挙活動

1991年7月12日、大阪高裁は、言語障害をもつ玉野ふいが、しゃべれないので選挙ビラを配ったところ公選法違反の法定外文書頒布として逮捕した事件で、1万5千円の罰金刑を科した。

議員活動とコミュニケーションの権利

岐阜県中津川市では、2002年下咽頭ガンに冒され、声帯を失った議員が、市議会で「代読」を認められず、2007年引退するまで発言の機会を奪われた。同議員は、2006年12月に中津川市及び代読に反対した市議会議員に対し岐阜地方裁判所に損害賠償訴訟に踏み切っている。

成年後見制度と選挙権・被選挙権

2000年4月に、障害や認知症等により判断能力(事理弁識能力)の不十分な成年者を保護するため、旧来の禁治産・準禁治産制度にかわって成年後見制度が設けられた。しかし、同時に公職選挙法11条1項1号は、成年被後見人の選挙権及び被選挙権を剥奪してしまった。一律に成年被後見人の選挙権を制限してしまうのは、成年後見制度の掲げるノーマライゼーションという理念に反する。また、憲法上許された必要最小限の制限といえるか疑問である。2005年5月6日には、日本弁護士連合会も「成年後見制度に関する改善提言」において成年被後見人の選挙権の確保を提言している。

(3) 生活保護

障害のある人の最後のセーフティ・ネットとしての生活保護においても、生活保護の受給を拒否され「餓死」する事件が各地で報じられている。

「自立助長」「支援」と称して就労の強制が行われ、障害のある人、とりわけ精神に障害のある人達への生活保護の受給を困難にする行政が国の指導の下に行われてきた。憲法、生活保護法違反と言うべきである。

(4) 「障害のある人の権利条約」の批准と国内法整備

先の重点施策実施5ヵ年計画は、「障害者の権利及び尊厳を保護し、及び促進するための包括的かつ総合的な国際条約である障害者権利条約の可能な限り早期の締結を目指して必要な国内法令の整備を図ること」としている。

選択議定書を含めた早期批准と国内法の整備は当然としても、実際の政府の対応は、内容及び手続きにおいて人権保障としての権利条約の歴史的意義を没却していると言わざるを得ない。

第一に、国連条約の英文タイトルは、「Convention on the Rights of Persons with Disabilities」である。これを日本政府は、「障害者権利条約」と訳出しているが、1981年国際障害者年(International Year of Disabled Persons)における「障害者」(Disabled Person)から「障害のある(もつ)人」(Person with Disabilities)へと呼称が発展していることの歴史的意義を理解しないか、あるいは意図的に無視するものである。まず、人権保障にふさわしい呼称へと転換すべきである。

第二に、社会参加の意味を矮小化している。国際障害者年のテーマは「完全参加と平等」であった。社会活動への参加にとどまらず、行政参加、政治参加について平等の権利が保障されなければならない。とりわけ障害のある人の政策、施策の策定には、決定、実施、

評価のあらゆる段階で障害のある人本人の参加が保障されなければならない。障害者施策推進会議はじめ条約批准の過程、国内法整備にあたっては障害のある人の真の参加は排除されている。

26. 人格までも否定する非正規労働者に対する差別（2条、26条）

A 結論と提言

グローバル化が進む中、利益至上主義は安上がりの労働力を求め、非正規労働者を大量に生み出している。このことは働く人々のなかにも格差を持ち込むことになり、ワーキングプアと呼ばれる働く人々の貧困化を招き、大きな社会問題となっている。当然のことながら（必然的に）正規労働者と非正規労働者の間には同一労働にもかかわらず、大きな差別が生じる。

そしてこの差別は、単に賃金だけにとどまらず生活全体に及ぶ差別を生み出す。同じ企業内で働く人員構成において二つの階層が生まれ、それぞれの心のなかにひずみさえ作りだしている。政府は、

- （1）その実態を調査し、雇用と処遇における差別をなくすために労働行政を抜本的に改め、必要な法律を整備すること。
- （2）そのために、まず労働者派遣法を労働者保護法に、抜本的に改めること。
- （3）非正規労働者を正社員の代替えにせず、均等待遇を実現し差別を放置しないこと。

なお、日本の法律を無視し、グローバル・コンパクトにも反する多国籍企業の人権無視の経営姿勢は正されるべきであり、多国籍企業にその国の法律を守らせるための法整備が早急に必要であることを附言する。

B 報告

今回の政府報告には非正規労働者の問題に言及する部分はない。

1700万人を超える非正規労働者

この20年間以上にわたって財界は派遣労働者や有期雇用など多様な非正規雇用を拡大してきた。1995年日経連は、「新時代の日本的経営」で正社員雇用に代わって非正規雇用を積極的に活用する事を提言した。政府も、1985年制定の労働者派遣法を始め労働法の規制緩和を推進してきた。今日、財界・大企業は大量の正社員を派遣や請負の労働者に代え、非正規の労働者は働く人の3人に1人、女性や青年では2人に1人という事態になり、非正規労働者の総数は1700万人を超え新たな社会問題になっている。

非正規労働者の働かされ方は単に賃金、労働条件が正社員と均等でないだけにとどまらない。同じ仕事をしながら大きな格差を生じる賃金体系は人格を否定することと同じであり、人間の尊厳さえ踏みにじる。今や非正規労働という働き方は“見えない身分制度”として確立されつつある。しかも職場や社会において、非正規労働者は正規労働者より能力的にも人格的にも劣った人間であるかのような差別意識さえ生んでいる。この差別意識は

同じ企業の中で労働者を分断し、日常的に企業内のさまざまな差別行為を増幅させる。やがて非正規労働者自らが自己の人格を否定しなければその企業の中で働き続けることができないことという諦観さえ、個々の労働者のなかに呼び起こすのである。

この分断化とそれに伴う意識変化は企業経営者にとってはまことに好都合である。このような状況のなかで、非正規の労働者は物のごとく簡単に使い捨てされてもしかたがないという認識が、正規、非正規の両方に生まれてしまうのである。

各種アンケート調査にも、契約更新時、常に雇用不安を抱え、職場での様々な差別感を抱き、人として同一に扱われていない実態が示されている。多様な雇用形態の中から生活状況に合わせて自ら選択するのではなく非正規しか選べない現実が日本にはある。このことが人格を否定され差別される非正規労働という形態を作り出しているのである。このことは、規約 2 条、26 条に違反する極めて深刻な事態である。

その一例を紹介する。

A I G スター生命非正規労働者解雇事件

非正規労働者差別の一例として、日本の労働法を無視、嘱託事務員を解雇した外資系保険会社 A I G スター生命の解雇事件である。

世界最大金融グループ A I G の一員である A I G スター生命は、本社部門の一部を東京から長崎へ移転するに際し、短期雇用契約労働者のみを解雇した。短期雇用ではあるが、契約は形式的に何年も更新され長期間にわたっていた。仕事は正社員と同じで、採用時には、職業安定所の案内に「60 歳定年」を明記していた。また、移転作業中には雇用継続のための配転をちらつかせ、移転作業終了時点で、雇用期間満了の理由で解雇したのである。

日本の労働法では、有期雇用契約であっても繰り返し契約が締結されている場合は、「期間の定めのない労働契約」とみなされる。一方的な解雇は許されない。会社は東京で多数の労働者を解雇する一方で、長崎より 13 億円（1200 万 U S \$）の公金を受け取り、長崎ではパートタイム労働者を雇用している。

解雇された労働者のうちの 4 名が銀行産業労働組合に加入した。組合と会社との団体交渉において会社は「配転先はない」との主張をするのみで、その根拠示さず雇用を拒否した。そのため組合は東京都労働委員会に申し立てをした結果、労働委員会は会社に対し「誠実な話し合いに応ずるよう」命令を出したが、会社は従わず、中央労働委員会へ再審査請求をした。また、労働者側がこの争議を世論に訴えるために出したピラに対し、名誉毀損であると会社が提訴した裁判で、会社の主張を全面棄却した判決が出され、労働者側の勝利判決が確定した。この判決では、解雇の不当性にまで言及し、さらに判決文の中でも「A I G スター生命は不誠実」と認定した。会社が採用時や内部異動による転勤に際して言ってきたことに反すること。つまり、継続的に働く事ができると期待を持たせ続けてきたのに解雇した事実の不当性を判決文のなかで明記したのである。会社は中央労働委員会の和解の働きかけも拒否し、2006 年 8 月、中労委から救済命令が出され、会社はこれを受諾した。団体交渉は再開されたが会社は解雇の取り消しは行っていない。解決へ向けての協議のなかで慰謝料として 1 ヶ月分の給与金額を提示しただけで、人権侵害の事実を認めようとしていない。日本における非正規労働への差別感を改めて認識させられる。

この解雇に正当な理由はない。解雇の対象者が短期雇用の労働者のみであり、差別、人権侵害である。多国籍企業であってもその国の法律は守るべきである。自由権規約第2条、第26条違反である。日本政府はこのような非正規労働者が増大し差別を助長している状況を直視し、冒頭にサマライズされた法整備や企業指導等必要な対策を早急に講ずるべきである。

各団体の紹介

国際人権活動日本委員会

1993年「日本の職場における人権侵害を国際世論に訴える実行委員会」として出発した。その後15年間で、国連人権小委員会、人権委員会に700人以上の代表を送り、レポート「日本からの民の声」を持参して訴えてきた。

この間、自由権規約の第一選択議定書の批准を要求する団体署名に取り組み、20000筆の署名を日本政府に提出し、その都度外務省、法務省などと交渉を行ってきた。

2004年2月、国連経済社会理事会より特別協議資格を取得した。

〒170 0005 東京都豊島区南大塚2 33 10 東京労働会館

Tel 03 3943 2420 Fax 03 3943 2431

自由法曹団

1921年に結成された構成員1800名の弁護士団体の団体。全国すべての都道府県で活動をしている。目的は「基本的人権をまもり民主主義をつよめ、平和で独立した民主日本の実現に寄与すること」である。この目的のために刑事弾圧・えん罪事件、労働事件、基地訴訟、環境・公害問題、消費者事件などの裁判闘争に取り組んできた。また、戦争や自衛隊の海外派兵に反対し、平和憲法の改悪を許さないために全力をあげている。

これらのたたかひのなかで、自由権規約や社会権規約など国際人権の普及と定着をめざして法廷で有効な活用を行っている。

〒112-0002 東京都文京区小石川2-3-28 DIK マンション 201

Tel 03-3814-3971 Fax 03-3814-2623

日本国民救援会

1928年創立。権力の不当な抑圧とたたかい、人権と民主主義を守るために活動している。現在50000名の会員を擁し中央本部を東京におき、全国の都道府県に県本部、その下に支部をおいている。市民の言論・表現の自由や選挙・政治活動などの自由のために、弾圧に反対し犠牲者の裁判闘争を支援している。また、警察による人権侵害の責任追及、えん罪に苦しむ人びとの救援、過労死や職業病などを患い救済を求めて裁判を訴えている人びとを支援している。

〒113 8463 東京都文京区湯島2 4 4 平和と労働センター内

Tel 03 5842 5842 Fax 03 5842 5840

治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟

1968年創立。現在の会員14700名。1925年に制定された治安維持法は戦争遂行のための法的武器として使われた。日本政府はこの弾圧法の犠牲者にいまだ謝罪と賠償をしていない。当同盟は1974年から毎年「治安維持法犠牲者国家賠償法」の制定を求めて署名と国会請願を行っている。署名数の累計は645万に達している。

〒113 0034 東京都文京区湯島2 4 4 平和と労働センター9F

Tel 03 5842 6461 Fax 03 5842 6462